

農政商工観光委員会会議録

日時 平成21年7月3日(金) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後4時45分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 安本 美紀
委員 大沢 軍治 望月 清賢 浅川 力三 岡 伸
樋口 雄一 武川 勉 深沢登志夫

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

商工労働部長 輿水 修策 産業立地室長 後藤 雅夫
商工労働部理事 中村 雅夫
商工労働部次長 都築 敏雄 商工労働部次長 久保田 克己
産業立地室次長 中込 雅
労働委員会事務局長 高橋 哲朗 労働委員会事務局次長 清水 久幸
商工企画課長 清水 幹人 商業振興金融課長 岩波 輝明
産業支援課長 尾崎 祐子 労政雇用課長 中澤 卓夫
産業人材課長 佐野 芳彦 産業立地推進課長 高根 明雄

観光部長 中楯 幸雄 観光部次長 山田 幸子
観光企画・ブランド推進課長 八巻 哲也 観光振興課長 小林 明
観光資源課長 塩谷 雅秀 国際交流課長 窪田 克一

農政部長 笹本 英一 農政部次長 松村 孝典
農政部技監 石川 幸三 農政部技監 西島 隆
農政総務課長 杉山 正巳 指導検査室長 原田 育生
農村振興課長 有賀 善太郎 果樹食品流通課長 樋川 宗雄
農産物販売戦略室長 河野 侯光 畜産課長 白砂 勇
花き農水産課長 深沢 和人 農業技術課長 赤池 栄夫 耕地課長 加藤 啓

公営企業管理者 進藤 一徳 企業局次長 西山 学
企業局総務課長 山下 正人 電気課長 石原 茂

議題 第83号 平成21年山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会
関係のもの
第89号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、商工労働部・労働委員会、観光部、農政部、企業局の順に行うこととし、午前10時04分から午前11時05分まで商工労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ午前11時22分から午後2時25分まで(その間、午後0時03分から午後1時11分まで及び2時25分か

ら42分まで休憩をはさんだ)観光部関係、休憩をはさみ午後2時42分から4時08分まで農政部関係、さらに休憩をはさみ午後4時27分から4時45分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

※第83号 平成21年山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(雇用対策費について)

岡委員

商6ページ、労政雇用課の関係でありますけども、これにつきましては、フォーラム政新におきまして、過日の代表質問で樋口委員がやりとりしているわけであります。ハローワークには、1万2,000人余の失業者といひましょようか、求職者といひましょようか、そういう方々がおいでになる。確かに1,700名という雇用は非常に大きいことは事実でありますけれども、やっぱり数からするならば、まだまだ少ないんじゃないかと。焼け石に水といひ過ぎですけども、そんな感じもするくらいの状況なんですけども、その辺の考え方を、まずお聞きします。

中澤労政雇用課長

雇用情勢は依然として厳しい状況にありまして、まだまだ予断を許さない状況にあります。そういった中で、当初、ふるさと雇用基金と緊急雇用基金、2つの基金を発動しまして、それぞれ県、市町村分で分担をして、事業に取り組んでまいったわけでございます。

今回、国の補正予算に伴い、緊急雇用基金につきましては約45億円が配分される見込みとなりましたので、これを基金に積み増して、3年度間でこれを追加して事業をしていこうということで掘り起こしを行ってきまして、事業の決定をしてきているわけですけども、これによりまして、当初分とあわせまして、現在のところ1,700人の雇用を創出するという目標になっています。今後も引き続き県、市町村とあわせて事業の掘り起こしに努めまして、できるだけ雇用の場の創出ができるように取り組みたいと思います。

岡委員

私は45億円に向かって、見込まれるということでありましたですけども、先の100より、今の50という言葉もあるかと思うんですけども、今困っている人たちを救う、その手だてをどうしていくのかということをもまず考えていただきたいと思うんですけども、その辺についてどうですか。

中澤労政雇用課長

予算に計上いたしました当初予算、今回の6月補正でお願いしておる分とあわせまして、ふるさと基金と緊急基金で相当の金額になっております。緊急だけでもトータル9億円という金額になっておりますし、また、市町村分でも同額が計上されております。こういった基金を活用した事業を早期に実行することによりまして、実際の雇用の場につなげていくと考えておりますので、県分の実施はもとより、市町村が早期に取り組むことができるよう支援をして、実際の雇用に早期につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

岡委員

私は、やっぱり、前倒しという言葉もあるんですけども、いずれにいたしましても、使える範囲内の最大限のお金をこの時期に投入していくこと、2年、3年たった後に、一定の景気回復がなされた後にお金を使うのではなくて、今非常に厳しい、苦しいこの時代に、できるお金は全面的に活用するということが必要じゃないかと思っているんですけども、そういう経過の中で5億円余が最大限使えるお金なんじゃないでしょうか。それ以上に使えるお金はないんじゃないでしょうか。

中澤労政雇用課長　今回お願いしております5億円につきましては、国の補正予算が要求されまして、審議がされましたところを受けまして、当初のときから以後の事業につきまして掘り起こしを進めてきたわけですけれども、それに伴いまして、県分として事業として決定できた分を計上させていただいております。今後も引き続き事業の掘り起こしに努めて、さらに事業が執行できるように取り組みたいと考えております。

(休廃止鉱山対策事業費について)

岡委員　またあとで樋口委員のほうでやっていただけたらと思っておりますので。商の2ページ、休廃止鉱山対策事業費1,200万円がここに 있습니다。私は、前にも、この委員会でこのことを聞いたときに、しょうがないのかなと思っていたんですが、やはりこういう形で、今回、総額5,000万円、この鉱山へかけているわけでありまして。私はこの鉱山の廃坑になった過程の中で、若干経過をお聞きすると、明治時代からの鉱山だということでありまして、これは、言うならば、廃坑になったといっても、それは県の責任じゃないと、私は思っているんですが、まず、その辺をお聞かせ下さい。

清水商工企画課長　当該予算につきましては、都留市に宝鉱山という鉱山がございまして、明治時代に操業が始まり、昭和55年に、操業しておりました会社が解散してしまいました。それ以後、ここから出ます坑廃水につきまして、処理をする事業者がいなくなってしまったので、県が坑廃水を中和処理しまして、普通河川に流しているという状況であり、事業費5,000万円のうち、4分の3、75%が国庫補助でございまして。残りの25%につきましても、その8割を特別交付税の中に算定するというようになっており、事業費のほとんどを国が面倒見ているという事業でございまして。

岡委員　私は、明治時代ということであるならば、明治、大正、昭和という過程の中で、国策としての鉱山だと思っております。そういうことからするならば、一会社がやったことは事実でありましようけれども、しかし、国策でやったというような状況の中での鉱山であるならば、国が責任持ってやるというのが、私はこの後の坑廃水処理につきましても、国が責任持ってやるということが正しいんじゃないかと。国ですべてを出していただくという形を要求していくべきだと考えますが、いかがですか。

清水商工企画課長　岡委員の御意見は全くそのとおりで私どもも考えております。そもそも鉱山開発というのは、明治以降、国策として進められた事業でございまして、現在も鉱業権の許可というのは国が行っております。これは、鉱物というものは国が保有している資源であるというふうな考え方に基づいているわけですが、いわゆる義務者が不在の休廃止鉱山の坑廃水処理というものを地方自治体にゆだねるといっては、やはり不合理であると、私どもも考えております。このため、19年にも知事会を通じましてこの補助金制度を廃止し、国が直接管理すべきだということで国に要望しているところでございまして。

(雇用対策費について)

樋口委員　雇用について伺います。自分が代表質問したんですけれども、やっぱり去年の暮れからそれぞれの議会で雇用が非常に大きな課題になっていまして、知事のお答えの中で、1,200人の目標のうち、ふるさと雇用の再生事業が470人、緊急雇用創出事業が611人、既に1,081人、いわゆる雇用創出という形が整ったというこ

とを聞きましたけれども、やはり今、岡委員のほうからもお話がありましたけれども、これから1,700人の目標達成に向けてと、あるいはどういうところの雇用創出が可能なのかということを考えていきますと、今、実績として、1,081人の中の産業別とか職種別とか、そういった分野別の分析がされているならば、ぜひ明らかにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

中澤労政雇用課長 ふるさと雇用事業と緊急雇用創出事業の、雇用を創出している分野ごとの内訳ということでございますけれども、まず、ふるさと雇用再生事業につきましては、農業法人の経営多角化の推進など農林業分野が20事業で143人、それから、地場製品の販売振興などの産業振興の分野が39事業で139、そのほか子育て116人、観光49人などで、合計470人ということになっております。

また、緊急雇用創出事業につきましては、道路の側溝清掃や除草、観光地周辺の林道の支障木の伐採など、環境の分野で44事業217人、理科支援員配置や小学校の英語教育の推進、遺跡出土品整理など、教育文化分野で35事業63人、そのほか農林業分野107人、治安防災69人、産業振興56人などとなっております。

樋口委員

きのうの朝、中北建設事務所と甲府市で荒川の清掃をしてきまして、土手の草刈りをやって、こういうところも失対事業といいますか、緊急雇用の中できつと取り入れられたんだろうなと思ったんですけども、まさに緊急ですから、スピーディーにやっていただくんですけども、その後どうするかというのが非常に難しく、緊急から雇用をつくっていくということが、やっぱりこれからの課題になっていくんじゃないかと思っておりますけれども、その、課長、傾向みたいなものを取り入れて、どういうところに雇用が広がりそうだななんていうことはまだつかめないですかね。

中澤労政雇用課長

緊急雇用事業の中では、今回、教育文化とか介護を重点分野として組み立てられておりますので、そういった分野での雇用の場を創出できるような取り組み、県の内部、それから、市町村に対してもそういった事業ができるような取り組みをして、今後、進めていきたいと考えております。

樋口委員

ちょっとよくわからないんですが、委員会の場だけじゃなくて、絶えず情報交換しながら。中小企業や零細企業の社長さんたちは、社員の首を切ることはできないから、自分たちが本当に何も給料をもらわずに経営だけやっているとか、逆に、国母工業団地とか、いろんな団地の皆さんは週休2日が週休4日になって、週休5日になって、一時帰休になるという状況が、数字もまさに0.41から、この間の発表でも0.39にと、まだ低下していますから、1,700人に向けて、あるいは1,700人以上に向けて、ぜひこれからも気合を入れて頑張っていたきたいと思っております。

もう一度、そこで、景気は下打ち感が出たと、だけど、雇用は後追いですから、まだもう少し悪くなるというところで、どんなところに力を入れていこうということが、もし、特徴的なことが言えたらお答えいただきたいと思っております。

中澤労政雇用課長

景気の低迷と雇用情勢は悪化しておりますので、まだ、先生がおっしゃられたとおり、どうしても雇用というのは景気の後追いになるというようなこととなりますので、まだまだ景気が底を打ったといっても、雇用情勢は良い情勢にはならないと考えております。

そういったところで、まず、1つについては、仕事を失った方への就業機会

の提供というのが緊急の課題でありますので、ふるさと、緊急の両基金を活用した事業を早期に、円滑に実施するように、県の中では景気緊急経済雇用対策本部を設置しておりますので、そういったところを通じまして、県の各部局にさらなる事業の掘り起こしをお願いしておりますけれども、今後とも、そういったことで全庁的に取り組んでいきます。

また、市町村に対しましても、全国の優良事例の紹介ですとか、個別ヒアリングや訪問による相談で、事業の掘り起こしと実施を支援していきたいと考えております。

さらに、また、国や関係機関と連携して、求職者や若年者への情報提供、それから相談、就職面接会などを実施しまして、雇用の場の確保と求職者の支援に取り組んでまいります。

樋口委員

6月29日からジョブカフェが情報プラザからJA会館の中へ移転したというニュースがあって、県政だより「ふれあい」でもよく説明されているんですけども、やまなし・しごと・プラザという中で、今度、求職者総合支援センターとジョブカフェに分かれたというような形に組織がなっていますが、これも、今までと違うのか、今までもこういう形で相談や、あるいは職業紹介をしてきたのか、あるいは今度変わってこういうふうになる、変わったとすればどうなるのかということが、もし説明できればお願いしたいと思います。

中澤労政雇用課長

情報プラザの取り壊しに伴いまして、今まで県民情報センターの中にありましたやまなし・しごと・プラザを6月29日にJA会館のほうに移転し、拡充いたしました。

やまなし・しごと・プラザは、ジョブカフェと求職者総合支援センターで構成しております。ジョブカフェにつきましては、これまでも県で所管するカウンセリングの部分、それから、国が担当いたしますハローワーク機能、これが既に併設されておりました。これは移転しても基本的には変わらないわけですが、検索機ですとか、ハローワークのほうの相談員の方が拡充されております。

それから、県のほうの関係では、今度、求職者総合支援センターという形で、雇い止めなどで仕事を失った方、それから、仕事とともに住むところまで失ってしまうというようなこともございますので、就労に関する相談とあわせて住宅や生活資金などについての相談も行っております。この分につきましては県が担当しておりますけれども、雇用情勢の大変厳しい中で仕事をされている方も多という状況がありましたので、県の担当する生活就労相談につきましては、この求職者総合支援センターの設置に先行いたしまして、4月15日から県民情報プラザにおいても実施してまいりました。

今回、求職者総合支援センターでは、国のハローワークも併設されておりますので、職業紹介までを一元的に提供できることとなります。利用者にとっては大変便利になっております。また、この求職者総合支援センターであわせて緊急雇用創出事業に関する情報につきましても提供いたしまして、求職者を支援していくこととしております。

樋口委員

所管事項のところでもまた角度を変えて質問しますが、さっき話がありましたように、大きな基金がありますから、それをしっかりとしみ通るように、今言った離職を余儀なくされた方々あるいは住宅困窮者とか、そういうところも、今、新しい場所で相談業務あるいは紹介業務を行うということですから、ぜひ機能的に動くようお願いしたいということと、国の「あしたの日本」という、雇用対策の拡充の資料を見たり、県政だより「ふれあい」を見るとすご

く安心するんですけど、行ったらなかなか難しくてだめだった、ということが、また、それは国だとか、これはうちでやりますから、というようなことがないように、ぜひそのことをお願いして、質問を終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(特別支援学校高等部の生徒への就業支援について)

樋口委員

知的障害者、軽度の障害者のことでちょっと伺います。

本会議では、教育的側面から障害者教育についてということに質させていただったり、あるいは別の議員から、きのうも、障害者就労支援なんていうことを福祉的立場から回答いただいていたいました。職業訓練という面からちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、障害程度の軽い方々への、特に生徒、新卒者といいますか、これから就労していく方々へのどのような就業支援を今取り組んでいるのか、教えてください。

佐野産業人材課長

職業訓練の面からでございますが、まず、特別支援学校高等部の生徒さんへの支援ということでございますけれども、これにつきまして平成21年度の新規事業といたしまして、高等部の生徒さんで卒業後の就職先が内定していなくて就職を希望しているという方を対象といたしました定員10名の訓練コースというものを新たに設けてございます。

そして、あわせまして、学卒障害者能力開発アドバイザーというものを、1名、新たに就業支援センターに配置いたしまして、その方がこの訓練コースにおいて、企業で直接訓練を受けるといような形になっておりますので、そういう訓練先企業の開拓とか、それから、また、中小企業なんかでも運営が、なかなか企画をするのが難しいということもございますので、そうした訓練の企画、それから、修了者の就職サポートといったようなアドバイザーを1名配置いたしまして、特別支援学校と連携した就業支援を進めているという状況になっております。

樋口委員

企業へ行って、OJTというか、やると、ということは、その定員10名の方は、10名に入ると、もうほぼ就業できるという意味で10名ということですか。

佐野産業人材課長

今こういう厳しい雇用情勢の中で、障害を持つ人の就業というのものなかなか厳しい状況にはなっております。ただ、そうした中で、実は障害を持つ方の訓練につきましては、就業支援センターというところで一括して行っております。その中では、軽度の方で、例えば販売実務とか環境サービスとか清掃業務とかに携わる方の訓練としまして、定員20名の訓練をも実施しております。その方々については、修了11名に対して7名が就職するというところで、6割以上の就職率を上げております。

ただ、短期訓練で専門学校に委託します、例えばパソコンとかの訓練につきましては、2割から3割程度の就職率という厳しい状況になっております。ただ、

企業内で訓練をいたしますと、今、先生御指摘のとおり、就職につながる可能性が非常に高くなります。したがって、例えば、企業のほうで、要はマッチングしていただけるということもございますので、大体5割近くまで就職率が上がるということもございますので、なるべく企業内訓練という形で職業訓練を実施していきたい、このように考えております。

樋口委員

特別支援学校へ行っても、特にかえで支援学校では、入学してくる親御さんやお子さん、当事者に見せるのかもしれませんが、地域の方々に見ていただくかもしれないけど、みんなに、オギノさんを初め、本当に地元の企業に多く就業しているよという案内の記載がありまして、具体的に出ているのは多分初めてでしたね。いいことだと思ったんですが。

企業に行くといいんですけども、専門学校とか中でやるとなかなか就業率が悪いということだそうですけど、それはさらに、そういった就業したけれども就業できない方々については、担当課としては、あるいは県としてはどのような支援をしていこう、あるいはしているのか、お聞かせください。

佐野産業人材課長

やはり訓練修了者の就業支援に積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。そこで、障害者の雇用の場の確保が図られるように、相談、助言、指導を行うコーディネーターを配置はしております。ただ、平成18年度から就業率が悪いということで、県単で障害者の専門に就業支援を行うコーディネーターを1名配置いたしまして、障害者の就業支援に取り組んでいるということもございます。

もう一つは、今先生から御指摘ありました企業の中で直接、例えばオギノさんとかいろいろやっていたいただいているところがございます。そうした中でやりますと、やっぱり就業につながるということもございますので、本年度から実践トレーニングコース、企業でやる職業訓練を、定員を35名に拡充して就職につなげたいと考えております。

それから、もう一つは、新たに職業訓練を実施していただけるような県内の企業の皆さんに、訓練カリキュラムの策定などの支援を行う、要は訓練していただけるほうを支援する、そういうトレーナーも1名配置いたしまして、なるべく就業につながるように図っていきたくて考えています。

樋口委員

メニューがふえてきて非常に心強く思いますし、企業のほうの理解も進んでいるのではないかなと思いますが、大変厳しい雇用情勢ですから、そういうことでシフトしてしまっ、押しのけられてしまうかなということも非常に危惧をするわけでありまして、ぜひさらに御尽力いただきたいということを要望します。

(中小企業高度化資金について)

例の高度化資金の貸付の関係でありますけれども、先日、説明も個別に確かにいただいておりますが、この際やっぱり委員会で少し教えていただきたいと思っています。

山梨ニューマテリアルが3月に破産の手続を開始して、その連帯保証人の山正産業が最近破産手続を開始したと。その経過を再度御説明願います。

岩波商業振興金融課長 それでは、県が高度化資金を御融資しておりますニューマテリアル協業組合は、山正産業がその連帯保証人でございますので、ニューマテリアル協業組合を主線として御説明させていただきます。

山梨ニューマテリアル協業組合は、平成4年3月に、強化プラスチックを加

工して浄化槽を製造するという業務に携わっている関係5社によって協業組合として設立されまして、平成5年4月に操業を始めました。

その操業に当たりまして、平成4年度、貸付期日は平成5年5月28日ということでございますけれども、年度の区分は4年度です。対象事業費41億7,000万円余、これは土地購入費、それから設備購入費でございますが、それに対しまして、80%を貸付割合といたしまして、33億3,700万円を高度化資金として御融資をいたしました。貸付期間は20年で、無利子でございます。

そういった経緯で貸し付けましたけれども、時期的にバブル経済が崩壊した後で、景気が低迷期に入ったというふうなこと、それから、合併浄化槽を製造したわけなんですけれども、景気対策として公共事業が入ったということの中で、下水道事業がその中で非常にたくさん採択されたということで、合併浄化槽自体に需要がないという業界の状況等を受けまして、当初の計画どおりの事業展開、平成9年11月から約定どおりの償還ができないということになりまして、それ以来、10年にわたり約定条件を変更するというところでやってきました。

そうした中で、平成20年5月、昨年5月でございますけれども、約定償還について条件変更申請もなかったわけなんですけれども、約定償還ができない、要は債務不履行の状況になりまして、高度化資金上は破たん状態という形になりました。

その際の延滞額は28億4,400万円でございます。その間の償還額は4億9,000万円ほどでございますけれども、残債が今申し上げましたように、28億4,400万円余という状況であります。

それに対しまして、連帯保証人の関係は、先頃、破産ということで報道もされましたけれども、株式会社山正産業ほか、残りは個人でございますけれども、5名ということで、連帯保証人が6名、1社5名という形についております。

そういう形になりまして、県では昨年の7月に、その時点ではまだ破たん懸念先という状況でございましたけれども、主債務の回収及び連帯保証人からの徴求というような業務を株式会社整理回収機構に業務委託いたしまして、今申し上げました業務をとり行っているという状況でございます。

そうした中で、昨年12月に、今申し上げました株式会社山正産業が民事再生法に基づく再生手続の申し立てをいたしまして、再生の手続に入りました。それ以降、3月になりまして、私どもの高度化資金の貸付先であります山梨ニューマテリアル協業組合が破産を申し立て、3月30日に破産開始の決定がなされております。

そういった経過の中で、保証人であります山正産業の再生計画につきまして、先頃、7月1日でございますけれども、債権者集会におきまして、RCCも含めて大口債権者の賛同が得られず、破産手続移行の宣言が裁判所からなされたという経緯でございます。

樋口委員

大口の債権者の同意あるいはRCCの同意が得られず、民事再生じゃなくてということでありましたけれども、また、30億円ですか、限りなく回収が厳しくなっているわけなんですけれども、聞くところによりますと、今もちょっとお話がありましたけれども、ニューマテリアル協業組合と連帯保証人である山正産業のほうが同属親族会社ということでもありますけれども、その辺の関係はどうなんでしょう。

岩波商業振興金融課長 山正産業の会長、社長、それから、山梨ニューマテリアルの代表理事、理事は同じ方がされております。

樋口委員

このことは非常に問題でありますから、何度も、委員会の中でもいろいろ、さまざまな形をとりながら議論をし、責任の追及をしてきているわけでありませぬけれども、改めてこういうずさんな貸し出しをしたことに非常に憤りを覚えます。

また、そう言いながらも議会のほうでこれを承認しているわけですから、それぞれが責任を負わなきゃいけないと思いますが、その他の連帯保証人の方々との連絡連携とか、R C Cとのやりとりなんかについては担当課のほうでどういうふうにとらえているんですか。

岩波商業振興金融課長 個人の連帯保証人5名につきましては、うち2名が自己破産申し立てをいたしまして、破産宣告を受けておりますので、その破産手続の中でしていくということになります。そのほかの3名につきましては、R C Cが財産調査等を行う、または連帯保証人であるというふうなことを御認識していただく手紙を出すというふうな形でそれぞれの保証人にアクセスをして、所要の手続をとっているという状況でございます。

樋口委員

貸付額が33億円余で未償還残高が28億円余で、利息を含めて30億円くらいになるということですが、こうなると、どの程度の回収が今後見込まれるのか、あるいはどういうスケジュールになるのか、あるいはどういうことが想定されるのかということについて、つかんでいるところを提起してください。

岩波商業振興金融課長 回収額につきましては、今現在、先ほども申し上げましたけれども、主債務者の山梨ニューマテリアルのほうも破産ということで手続の中に入っております。今現在、裁判所で土地建物、それから、工場設備機器等、物権的なもの、それから債権的なものについて調査をしておりますので、それに基づいて破産措置の中でされているというふうなことで、今現在、そういう手続中でございますので、数値については具体的には知らしめられてはおりません。

それから、手続的なスケジュールということでございますけれども、通常破産の手続というのは、一般例で言いますと2年から3年という期間で進められるということでございますので、これについてもそういった手続でいくものと承知しております。

それから、破産にかかっていない保証人につきましても、破産手続の終結時点までには手続を終結できるように、R C Cとその辺のところはお話をさせていただき予定でございます。

樋口委員

非常に厳しい状況だと認識します。焦げつき111億円とか、不良債権が、あるいは破たん懸念先債権なんていう言葉がずっと新聞等々で踊っていますけれども、今、焦げつき111億円でありますけれども、これが、3月の新聞をちょっと今引用したんですけれども、今、7月でありますけれども、その後、その焦げつきが新たに波及するようなことがあるのでしょうか。

岩波商業振興金融課長 不良債権額は111億円余で変わっておりません。

樋口委員

正常債権が107億円ということでありませぬけれども、その辺の回収については順調にいとっていると理解してよろしいでしょうか。

岩波商業振興金融課長 その余のトータル211億円で、いわゆる正常債権というものは100億円というふうにつかんでおりますけれども、そのうち全く全部が約定どおり

返っているというようなことではありませんで、条件変更をさせていただいているものもごございます。債権区分については、制度を所管しておりますのが、中小企業基盤整備機構というところ、国の機関なんですけれども、そこで分類がされておまして、破たん懸念先という、今委員のおっしゃった分類というのは、一定の償還期までにそのときの償還累計の70%が返っていないところが懸念先という扱いになりまして、70%以上償還をされているところは正常先の中に入れて、要注意先という扱いでしているわけなんです、そういったところが48億円余あります。それにつきましては不良債権化しないよう、特にこういう厳しい状況の中でございますので、県で所管しているのは我々なんです、国は、今申し上げましたように、中小企業基盤整備機構で経営診断等をして、可能な限り正常償還ができるよう、御指導させていただくという状況です。

樋口委員 条件変更ということをする、非常にどんどん危なくなっていくというような気がするんですが、それは今おっしゃった中小企業基盤整備機構がそれを審査して、それを認めるという理解でしょうか。

岩波商業振興金融課長 県と中小企業基盤整備機構がそもそも資金的に両方で協調しておりますので、両者が共同責任を負っているというふうな形で進めていっております。

樋口委員 いずれにしても大変厳しい状況でありまして、今の焦げつき以上に正常な債権が、今ちょっと言葉で出ましたけれども、要注意になったり、破たん懸念先になったりとか、これ以上は、ぜひ、ならないように注意を払っていただいて、また、国とも連携していただき、取り立てのプロを雇ってやっているわけありますので、そこに力を注いでもらうこと、さらに県のほうの取り組みを強化していただくことを求めたいと思っております、その辺、もしありましたら。

岩波商業振興金融課長 今も申し上げましたように、それぞれの協同組合、協業組合の中に入りまして、折につけて、それぞれの御担当の方々は、場合によっては役員にじかにお話をして、経営の状況を相互に把握をして、改善の必要があるものについては経営改善計画ということで、将来に向かって約定どおりの償還ができて当たり前でございますので、そういった状況に向かってともに歩んでいくというスタンスでそれぞれの団体とお話をさせていただいておりますし、今後とも努めてまいりたいと考えております。

主な質疑等 観光部関係

※第83号 平成21年山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(中京・関西方面重点観光キャンペーン事業費について)

安本委員 観3ページ、観光振興課の中京・関西方面重点観光キャンペーン事業費についてお伺いをさせていただきたいと思います。

そこにある「休日は高速で山梨へ！」ETC1,000円キャンペーン事業費でありますけれども、事業内容が、今、課長のほうから、中京、関西圏での観光キャンペーンとか地元紙への新聞広告掲載というふうに説明いただきましたけど、もう少し具体的に計画等が決まっておりますらお話を伺わせていただきたいと思います。

小林観光振興課長 観光キャンペーンにつきましては、愛知県の上郷サービスエリア、滋賀県が多賀サービスエリアにおきまして、夏休み前、9月の連休前、それから、紅葉前の最低3回実施する予定でございます。第1回目のキャンペーンにつきましては、7月11日の土曜日、上郷サービスエリアで実施することが決まっております。

新聞広告の掲載につきましては、名古屋圏で最も購読者数の多い中日新聞、それから、大阪圏で最も購読者の多い読売新聞におきまして、夏と秋と2回、新聞一面を使いまして山梨県の観光、ワイン、フルーツ、ジュエリーなどをPRしてまいりたいと考えております。

安本委員 7月11日の上郷のサービスエリアでは、県議会議員も一緒にとということで、朝6時、県議会議事堂出発という強行スケジュールのようなんですけれども、私は、上郷というサービスエリア、余りよく知らないんですけれども、中京圏では大きいのかなと思っています。広島出身で、毎年、車で広島まで帰っていきまして、こちらのほうは通らなくて、大体愛知県というと養老ですか、すごく大きなところだと思います。多賀はいつも利用していきまして、ここも大きなところで、すごく効果があるのかなと思っています。

先ほどちょっと事務局のほうに、「県議会議員は何人ぐらい出席されるんですか。」と聞きましたら、16名ぐらいと聞いていますけれども、どういった内容のキャンペーンをされる予定なのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

小林観光振興課長 7月11日の上郷サービスエリアのキャンペーンにつきましては、やまなし観光推進機構及び山梨活性化促進県議会議員連盟観光部会との共催という形で実施させていただきます。県議会からは森屋議長以下16名の先生方が御出席いただけるということで伺っております。

市町村からも、今まで中京圏・関西圏のキャンペーンがなかったものですから、非常に強い関心を示していただいております。今回は富士吉田市、笛吹市、甲州市、身延町、それから、石和温泉旅館協同組合などから総勢60名、出席いただけるということでございます。

会場におきましては、フルーツレディーあるいは湖衣姫、それから鎧武者なども参加していただきまして、観光パンフレットとともに本県の桃を配布する予定で、強力に本県の魅力をアピールしてまいりたいと考えております。

また、当日は中京圏の観光客の動向やニーズを把握するためにアンケートも実施する予定でございます。

安本委員

うんとPRをして、私も協力したいなということで、記者席の皆さんもよろしくをお願いします。

それで、高速道路料金の引き下げは全国各地で知恵の出し合いになっていると思うんですけども、最初、高速道路よりも瀬戸内海の橋の話題がありまして、讃岐うどんのところに人が殺到しているというようなこともあったわけなんです。橋がないところでも、佐渡のフェリーは往復2,000円にするとか、期間を決めてですけれども、県もかなり予算を出して応援しているという話が聞こえてきました。

この1,000円についてもいろんな県で取り組みがありまして、ちょっとホームページのほうから探してみたんですけど、福島県でも早くから「高速道路1,000円で福島にGO!!大作戦」という、もう1回目が6月30日までゴールデンウィークを含んでやって、その後、7月19日から夏休みを挟んで9月30日まで、「ふくばす」、パスポートなんでしょうけれども、これを持っていけばいろんな割引が受けられるとかというのがあります。

余り宮崎の宣伝をしてもどうかなと思ったんですけど、宮崎も高速道路が余りつながっていないという割には、「ETCで宮崎へ行こう」ということで、これは4月から6月30日まで特産品が当たる、プレゼントされるといったキャンペーンもやっております、山梨ではどういったこと、今ちょっと私も知らないんですけど、ぜひそういった、何か割引とか物が当たるとかというのがあればもっと効果もあるんじゃないかと思うんですけども、そういった点はいかがでしょうか。

小林観光振興課長

キャンペーンで配布するイベントガイドブックにつきましては、県内の宿泊施設や観光施設など約200施設におきまして割引やプレゼントなどのサービスが受けられる特典クーポンを折り込むという予定でございます。このイベントブックにつきましては、中京圏、関西圏の14カ所のサービスエリアに常備するということになっております。また、東名、名神等の29カ所のサービスエリア、パーキングエリアにおきまして、本県のポスターを掲示する予定でございます。

安本委員

その内容については、ホームページ等にはもう掲載をされているのか、これからされるのか、どちらでしょう。

小林観光振興課長

きょうプレス発表をすることでございまして、プレス発表をし次第、ホームページには掲載する予定でございます。

安本委員

どこの県も観光のページからそういったものがわかるようになっていきますので、ぜひ一番目につくような形をお願いをしたいと思います。

それから、本会議でもこのことについて質問がありまして、もう少し時間があれば、細かい内容まで入るのかなと思っていたんですけども、山下議員の中で、首都圏の誘客対策についてということで、関西や中京圏からは増加が見られるけれども、首都圏からの観光客が遠方の観光地へ流出しているという話がありました。

東京事務所に専任職員を2名配置して、旅行会社、企業を直接訪問して、積極的な営業活動を行うという御答弁だったんですけども、私もちょっと気がついてたことがありまして、これは、「るるぶ.com」というホームペー

ジですけれども、「高速道路をETCで休日1,000円、ドライブ旅行に出かけよう」というページがあります。ここは有名観光地までかなり割安で行けるようになったということで、観光地と宿泊施設が紹介されています。もっといろいろあったと思いますけど、今回、山梨のことなので、首都圏発というのと名古屋発と大阪発というページをちょっとコピーしてきたんですけれども、実は寂しいことに、首都圏発は、1,000円といっても余り効果がないかもしれないので載っていないのかと思うんですけど、名古屋発は、静岡は伊豆、箱根とか、長野については蓼科、白樺湖、志賀高原、それから、飛騨高山、金沢、加賀温泉、東京、横浜と載っているんですけど、山梨、何も載っていないんですね。富士山すら載っていませんでした。中央自動車道のところで、甲府の記載もなく、ストレートで何も無いわけです。

大阪圏のほうもやっぱり同じ内容で、中央自動車道について、富士山も記載がないというようなことがあります。本当に旅行者への営業というのは大事ではないかなと思っております。

関西、中京圏、強化されるということであれば、東京事務所だけではなくて、中京、大阪のほうも考えていただきたいというふうに思うんですけれども、そういう点はいかがでしょう。

小林観光振興課長 先生御指摘のとおり、関西圏や中京圏の旅行会社の宣伝活動や同地域への観光キャンペーンを強化することは大変重要なことと考えております。こうしたことから、大阪事務所におきましても、ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、やまなし観光推進機構の職員1名を配置するというところで、現在募集をかけているところでございます。

具体的に行っていただく業務といたしましては、旅行会社への訪問による本県向け旅行商品の造成を促進すること、それから、旅行会社のニーズ等の情報収集、団体旅行誘致のために企業や学校等へ営業活動をかける、それから、着地型商品の宣伝PRを行う、それから、百貨店やバイヤーを訪問いたしまして、県産品の販売拡大のPRを行う、それから、関西圏、中京圏のキャンペーンを行っていただく、このような行事をお願いするつもりでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(富士スバルラインのマイカー規制について)

武川委員 7月1日に富士山で山開きが行われたわけですが、当初は雪が例年に比べて残っていて、頂上まで登れないと、12年ぶりに登れないというような状況があったわけですが、山小屋の旅館組合の努力、そしてまた、県のいろいろな御指導等もありまして、当初は頂上まで行けなかったんですが、1日の午後、頂上までということで規制が解除されたようでございますけども、それに至る観光部担当課のいろいろな御尽力もあったと思いますけども、このことにつきまして、まずもってお礼を申し上げたいと思います。本当に御苦労さまでございました。

そこで、富士山のマイカー規制の問題についてちょっとお伺いするんですが、

もちろんこのことにつきましては県土整備部の道路管理課が担当でございますけれども、観光振興あるいは観光部というかかわりの中で若干質問したいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

過般、郡内の県会議員さん全員で富士山の新交通システム等議員検討会というのを立ち上げて、不肖、私が代表ということで立ち上げたわけですが、富士山のことについていろんな角度から、あるいはいろんなことを勉強し、そして検討し、そして、時に知事に政策提言もしていこうというようなことでつくったわけですが、国におきましても、待望しておりました観光庁ができて、貿易国日本あるいはIT国日本ということの中で今度観光庁ができて、まさに観光立国日本に向けて、また新たな一歩を踏み出したわけでありまして、御案内のとおり、先進国の中で外国の観光客が一番少ないというのが日本でもあるわけでありまして。

そんな中で観光立国日本、そして、今まさにスクラムを組んで努力しているわけですが、観光立県山梨、そして、地元の富士北麓ということの中で、議員検討会としては、そうした世界の富士山、日本の象徴の富士山、本当に大切な富士山ですから、自然を守り、環境保全をしながら後世に伝えていく。これはもちろんのもちろんですが、今現実に富士山は7月、8月を中心として限られた形で登山客が登山していると。やはり観光ということについても大事な資源であることも、また一方で間違いのないわけでありまして、そんな意味で、より通年型に近い形で富士山の観光資源を生かしていくということも、これもまた観光立県山梨、そして、地元の地域振興といった面でも非常に重要であるわけですので、議員検討会としては幅広くいろいろと勉強をしていくことになっております。

近々も今月の8日、それから、続いて今月の14日、第1回、第2回と勉強会の予定をいたしておるわけですが、そんな中で、知事も1月にマイカー規制について言及されております。現在、マイカー規制につきましては、山梨県が12日、静岡が17日、そして、南アルプスが138日ですか、規制があるわけですので、知事も地元の関係者の要望を踏まえる中で、規制についても検討していくというような発言がなされているわけですが、先ほどの、前段のことから申し上げますと、マイカー規制も広い意味での観光あるいは観光振興ということにつながるわけですが、まさにその延長線上で富士山の新交通システムにもつながってくるわけですので、ですから、マイカー規制も富士山の新交通システムと、幅広い意味では入ってくるのかなと思っております。

そこで、いつもことあるごとに、国も県も、縦割り行政ということをよく言っておるんですが、ここであえて直接的には県土整備部所管のマイカー規制の問題を発言させていただいているわけですが、やはり道路公社あるいは道路管理、そしてまた観光振興、そして環境保全と、さまざまな視点があるわけですので、そういったことを県庁横断的に考え、そして、対応していくということが、やっぱり観光立県山梨においても、いろんな意味で、いろんな部分で大事だろうと思っております。

そこで、私は今申し上げましたように、道路公社、道路管理、観光振興、環境保全ということをやっぴり横断的にいろいろしていかなきゃいかんと思っております。執行部の見解をお聞きしたいんですが、このことにつきましては課長さんではちょっと無理がありますので、部長さんにお答えいただくのも大変恐縮ですが、観光部としての立場の中で、そういった意味でマイカー規制をとらえるとするならば、やっぱり横断的にやらなきゃいかんと思っておりますので、観光部としての立場でまずどう思って、どういう認識でいらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

中楯観光部長

非常に、一番お答えしづらい話でございますけども、担当課もございませんので、富士山に対する観光部の認識というような形の中でお答えさせていただければと思います。

ちょっと話はそれますけども、私は、県も国もそうですが、経済というものを考えたときに、やはり今までもそうでしょうけども、製造業が、物づくりがけん引をしてきたことも事実でありますし、今、非常に厳しい状況下でありますけども、今後もそういったものが、一つは、けん引していくんだらうと思います。

それともう一つ、確かに外国人が、今、少ないというお話もございましたけども、少子・高齢化が進む中で、やはり国内消費といったものを活性化させて内需を拡大させていく経済対策というものが国も必要という意味で、2020年までに、まだ900万人に満たない外国人を2,000万人にしようというお考えをお持ちでございます。観光圏、富士北麓がもう認定を受けましたけども、こういったものも、その環境整備の一つであらうと思っております。

2,000万人が、もし来るということになれば、当然それは我が国の資源としても富士山というのは非常に大きな資源になるわけでありまして、富士山というのは、国内はもとより世界の財産であるという認識のもとで物事を考えていかなきゃならんだらうなと思っております。

また、そういう意味で考えますと、渋滞対策ということの中で、結果として環境保全ということで、県土整備部が、今、そういった問題に取り組んでおりますけども、やはり広い意味で富士山においてになる方を北麓地域全体の観光振興につなげていくという意味で、マイカー規制の問題を含めて、観光部も横断的な考え方の中でこれに加わっていくべきであらうと、そういうことを庁内でも論議をしていかなければならないと思っております。

武川委員

観光というものを広い意味で語るとするならば、富士山有料道路、いわゆる富士スバルラインについてのマイカー規制についてもやはりかかわってくると。むしろ、ある意味、積極的に取り組む必要があるという認識は共有しているという御答弁をいただいたと思うわけであります。

そこでお伺いするわけですが、今、マイカー規制、先ほど申し上げましたけども、南アルプスは138日、静岡県側は17日、山梨県は結果として12日というようなことで規制があるわけでございますけども、山梨県の12日というのも、本当はもうちょっと幅広く地元としては考えていただきたいというのが総論なんですけども、現在の現実問題として、今、富士北麓公園の駐車場をメインにして利用している、また、そのほかに3カ所の駐車場を加えて4カ所で運用しているということでございますけども、場所が離れておりまして、北麓公園の利用頻度の状況は変わりますから、利用客は、当日そこへ行ってみたいと、あとどこへ行ったらよいかかわからないという不便さも一つあります。それから、交通整理等をしている立場からすれば、非常にやりにくい、あるいは無駄な経費もより以上かかるというようなことで、現在の状況からすると、現実的には非常に無理がある。そうすると、もっと広い駐車場が必要になってくるのかなど。それで、もっと広い駐車場があれば、いわゆる北麓の周遊観光もありますし、今、静岡、神奈川、山梨のいわゆる連携した観光も今考えているんですよね。外国人観光客の場合は、山梨県だとか静岡だとか神奈川だとかという視点で来ませんで、観光客にしてみれば富士山あるいは富士山周辺ということで考えます。逆に、近畿圏とか京都、大阪とか、そういうゾーンで観光客は考えますから、私も富士吉田市市長をしているときにそういう考え方の中で、とにかく静岡、神奈川、山梨のゾーンに観光客が一度来ていただくと、それで、

そのゾーンの中でいろいろ周遊をしていただくというようなこともありますし、今度また狭い意味で、まず北麓に来ていただいて、北麓の周遊観光をしていただく。そういう周遊観光をするにしても、やっぱり基地がないとなかなか難しいんですね。

ですから、最終的には県有地になろうかと思うんですけども、ある程度のボリュームの観光専用駐車場を設けることによって、いわゆる北麓の周遊観光、そして、そこからまた県内全域へ観光のネットワークが広がるでしょう。また、今後の周遊観光を考えると、ある程度の広さの駐車場が不可欠じゃないかなど。そのことによって富士スバルラインのマイカー規制の日を拡大していくことも可能じゃないかな。

今の状況では、富士北麓公園もいろんな利用形態がありますから、現在の北麓公園の駐車場をスバルラインのマイカー規制で使用するということについては、現在の状況がもう限度と承知しております。

そういった意味で、専用の駐車場をつくると。先ほど申し上げた、観光という広い意味で言うと、マイカー規制もかかわってくるわけです。そして、その駐車場は、これから最も大事な北麓における周遊観光、県内における周遊観光、そして、山梨、静岡、神奈川県における周遊観光、そういったことにすべて連動してくるわけですから、専用駐車場をつくっていくことがこれから必要になるんじゃないかと思っておりますけども。

今、周遊観光というような視点で申し上げましたけども、その辺のところについてちょっと御見解というか現状での御認識をちょっとお伺いしたいと思います。

中楯観光部長

私も、過去、土木部に2年ほどいたことがございます。北麓公園という公園は、やはり夏場に一番利用される公園でございます。マイカー規制のスタート、幾年前かわかりませんが、北麓公園のマイカー規制12日間のうち、お盆を含む12日間だと記憶しております。そのもともとの狙いが、ちょうどその辺が、非常に交通量が多いというのが1点、それから、あそこには駐車場がなく、北麓公園は、お盆とかお盆周辺が、比較的公園の利用が少なかったということもありまして、その時期を使ってやっておるとということもあるほど駐車場には苦慮しているのが実態だと思います。

確かに去年の状況なんかも観光資源課長なんかから聞きましたところ、北麓公園ほか、民間あたりを借りて5カ所ぐらい飛び飛びでやっているようでございまして、マイカー規制自体も非常に非効率でなかなか運営しにくいと。

それから、拡大という議論は所管外でございますのであれですが、そういうことを考える場合は、今の北麓公園が拠点であれば、これはもう不可能であろうというのが、県土整備部のほうのお考えのようでございます。

先ほど先生が盛んにおっしゃいましたけども、一つの大きな拠点があれば、その拠点を中心にした新しい周遊観光というものの取り組みが考えられるのではないかということは、大変重要な話だと思います。先ほども申し上げましたが、これから、インバウンド観光という意味でたくさんの外国人の方がおいでになる、あるいは国内からもたくさんおいでになる、富士山めがけて。そういった方々が一つの拠点を、今の状況を見れば、スバルラインへ行って、お帰りになる、そういう形で、ふもとの広がりをもう少し考えたいというのが、実は大きな意味での富士山の観光振興という意味ではやっていく必要があるだろうというふうには思います。

したがって、そういうものがあれば、そこを拠点にいろんな周遊コースが考えられる。そのことによって北麓全体に非常にすそ野の広い観光振興もできますし、また、着地型観光といいますけど、今、山梨においでになる方の75%

は車で来ております。それ以外の乗り物でもおいでになりますけども、ツアー型というふうな、もともとの、我々が若いときの観光というのは非常に減っていきまして、個人旅行が9割ぐらゐを占めております。

そういった意味で、そういった人たちに対するメニューというものが非常に広がりますので、富士のすそ野にはいろんな観光資源がありますから、一拠点を通してそこから周遊するような観光を考えれば、非常に広がりのある観光振興にはなると思っております。

武川委員

それで、一応まとめとしては、ぜひ北麓の周遊観光、山梨の周遊観光、山梨、静岡、神奈川の周遊観光というような視点で、国内の人、国外の人、ともかくこのエリアにお客さんを入れるんだというようなためにも拠点の駐車場、こういったことも、それから、マイカー規制の日も拡大していくというようなことも、県土整備部だけじゃなくて、やっぱりみんなかかわってくるんだと。ともかくもう縦割り行政ではだめなんですね。ですから、やっぱり幅広くみんなで連携をとっていかなきゃならないわけでございます。これから私も県土整備部を中心にして、その辺のところ強く提言をし、指摘もしていきたいと思っておりますけども、観光部にあっても、積極的に、もちろん観光部としての立場の中ではありましようが、積極的にかかわっていただきたいと思っております。そしてまた、地元の皆さんの意見等もまたいろいろと吸い上げていただくような機会もお作りいただきたいと思っておりますけども、その辺もお答えいただいて、一応締めたいと思っております。

中楯観光部長

マイカー規制をいかにするかというのは、また、これは私の所管ではございませんけども、観光振興を含めて、そういった地元の御意見、駐車場のあり方、マイカー規制のあり方、そして、広い意味では観光振興と。こういうことを含めて庁内でも議論をしていくことも必要であろうし、それを踏まえながら地元の方々の御意見を聞く場をつくっていくことも検討せねばいかんと思っております。

以上でございます。

(休 憩)

(観光振興のための組織について)

岡委員

それでは、先ほど武川委員さんが縦割り行政ではいけないと、特に観光については横断的な対応をするべきだと言ったんですけど、全くそのとおりだと、私も、実は、この間、感じていたんです。

これは今回の予算なんかもそうなんですけども、雇用創出もそうですけども、いずれにいたしましても、特に観光の場合には環境だとか、あるいは、例えば農政の関係も出てくるだろうし、というふうなことからしまして、そういうふうな形での全体的な流れの中で、横割りの組織的なものが何かつくられているのでしょうか。それについてちょっとお聞きしてみたいと思っております。

八巻観光企画・ブランド推進課長 組織横断的な取り組みがされているかということだと思うんですけども、私どもの観光部には、県土整備部、農政部、それから森林環境部からも主幹を配置しておりますして、観光とそれぞれの立場の行政とが一体となって、協力し合って事務を進めて、観光客の誘致に取り組んでいるところでございます。

(県内の宿泊者数について)

岡委員

この間、資料を実際に見させていただいて、それなりに、観光部につきましては努力されていると。言ってみれば、こういう大変な時代で落ち込んでいるときに、それほどの落ち込みはないという形の中で、伸び率も2.5%という伸び率を示しているわけでありまして、その点では、私は一定の評価をしているわけでありまして。

しかし、例えば内陸県であります栃木県あるいは群馬県が宿泊者数650万人、あるいは630万人と、600万人を維持している。山梨の場合、420万人ということになるわけでありまして、そういう点からするならば、先ほど来からお話しさせていただいておりますように、富士山を含めてそれなりにあるわけでありまして、なぜそういう群馬とか栃木は600万人をずっと維持してと言いましょか、それ以上出ているのに、うちは400万人ということになっているのか、その辺の考え方をちょっとお聞きします。

八巻観光企画・ブランド推進課長 確かに、平成20年の、観光庁でおやりになりました宿泊旅行統計を見ますと、山梨県の延べ宿泊者数は約423万人ということで、全国で言いますと25位ということでございます。しかしながら、この数字の一昨年、19年と比べた伸び率というのが同時に発表されておりまして、それを見ますと、山梨県は2.5%になっているということで、2.5%、余り大きな数字とはとらえられないと感ずるかもしれませんが、これは全国で伸び率としては12位でございます。先ほど委員がおっしゃった群馬ですと、伸び率は26位のマイナス0.4%、それから、栃木は伸び率は42位のマイナス5.5%ということで、山梨県はかなり頑張っているんじゃないかと思っております。

岡委員

私が言っているのは、今言うように、栃木も群馬もマイナスなんです、伸び率は。マイナスですが、600万人余、630万人、650万人という集客があるわけですから。うちはふえているにもかかわらず420万人じゃないですか。その辺についてどう考えているのかということをお聞きしているわけですから。

八巻観光企画・ブランド推進課長 確かにおっしゃるとおり、減っているにもかかわらず、山梨県より多い数字になっているということでございますが、もともとこれは調査の仕方なのでございますが、国の調査は、従業員が10名以上の宿泊施設ということでございまして、ちょっとはつきり申せないのですが、もともと山梨県は小さい県でございますので、そのパイの問題もここにはあろうかと考えております。

岡委員

そういうことからするならば、島根あたりは22%という伸び率を示しているわけですよ。うちより小さいじゃないですか。でも、宿泊部分についてはいろいろありますから、そういうふうなことはともかくとして、例えば先ほど武川委員が言われましたように、この富士山ですよ、富士山。

(富士山静岡空港のポスターを掲げる。)

富士山は、富士山静岡空港のこの写真は山梨県側から撮ったものですよ。そのくらい、富士山にしてもやっぱり山梨のほうが格好いいわけです。ですから、そういうことからしてでも、私は、日本の富士というか世界の富士だと言うならばこの数字が余りに少ないと感ずるわけですよ。

つまり、栃木や群馬に何があるかと言ったときに、私は、山梨には富士があるということを含めて、向こうが420万人で、うちが600万人であるならばこんなに声高に言いやしないんですが、いずれにいたしましても、せつかく

これだけの、静岡で山梨の宣伝をしていただく、あるいはもっと言うならば、それは山梨のものであると、国内よりもそういうふうな形で説明をするような観光キャンペーンをしていく必要があるんじゃないかと感じるんです。

次の話ですが、ディスティネーションキャンペーンなんかのときには、すばらしい伸び率を示した経過があるわけです。これらを含めた取り組みなんかはどうかされているんでしょうか、これからどうしていくんでしょうか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 平成18、19、20年で大型観光キャンペーンをやりまして、20年は、実に、大型観光キャンペーンをやる前の17年と比べましても10%以上の伸びになって、かなり成果が上がっていると思います。

今現状のことを考えますと、ことしになりましても景気は低迷している。また、そういうことから旅行の手控えもあるし、また、新型インフルエンザの問題なんかもあったと。1月から5月の海外からの旅行客を見てみますと、これは、JNTOの資料などで見ますと、1月から5月の累計でマイナス26.9%ということで、本当に観光を取り巻く環境は、非常に厳しいものがありまして、これはよほど気を引き締めて一生懸命やっっていかなきゃいかんと考えております。

幾つかの課題があるんですが、まず、山梨県に来ていただいて宿泊していただくには、宿泊する動機づけをするようなメニューも一生懸命つくっていかなくちゃならない。先ほど先生がおっしゃったように、例えば観光だけではなくて、地場産業のワインとか、それからジュエリーとか、そういうものもしっかりタイアップした、本県の特徴を生かしたツーリズムを企画して、魅力あふれる観光地にしていくとか、あるいは土・日はお客さんが多いわけですけども、平日や冬場につきましても一定の宿泊のお客さんが見込めるように、例えば企業の研修とか、展示会とかというものを誘致するようなこともしていきたいと思っております。

また、高速道路のETC割引で、山梨県の観光のマーケットも阪神、それから中京にも広がっているわけですから、しっかりと魅力あふれる観光地をつくって、そして、その上で情報もしっかりと発信して、誘客に努めていきたいと考えております。

小林観光振興課長 先ほど、キャンペーンのことにつきましてお尋ねがございましたけれども、この6月30日でJR東日本と一緒にやってきました「花と名水、美しい山梨」のキャンペーンが終わったわけでございます。先般の知事の共同会見にございましたとおり、また、来年秋に向けましてJR東日本にお願いをいたしまして、秋にまた同様のキャンペーンをしたいとお願いしているところでございます。

また、中日本高速道路につきましては、午前中のお話にもございましたとおり、昨年度来、さまざまなキャンペーンを談合坂サービスエリア等で行っておりまして、今後も継続していただけるということで、談合坂サービスエリアあるいは関西圏、中京圏におきまして、中日本高速と連携いたしまして、キャンペーンをしていくという計画でございます。

(フィルムコミッションと観光誘致について)

岡委員

ぜひそういうふうな形で積極的な取り組みをしていただきたい。

先ほど予算の中でフィルム・コミッションの予算づけがされていたわけでありまして、例の大河ドラマというのは非常に、例えば今の「天地人」もそうなんだろうけども、そういうものがあるときには、もう大変な観光客、ブームということになるわけでありまして、そういうことからして、機会があれば

フィルム・コミッションではないですけれども、それらも含めて、そんなふうな話を持っていくことができるものならば持って行って、交渉してみるということもいかがかなと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

八巻観光企画・ブランド推進課長 フィルム・コミッションを通じまして、山梨県のすばらしい風景が全国に発信されることから、大変重要な観光誘致のツールだと思っています。そういうことでございますので、そのロケをする会社なんかにもまた足を運びまして、一生懸命営業活動をして、本県でロケを少しでも多くしていただけるように頑張っていきたいと思っています。

(観光圏について)

樋口委員

富士北麓の話ですけども、僕もやっぱり山梨は、一番、首都圏を含めて近辺に、あるいは遠方にまでアピールできる地域だと思います。暑い盆地に住んでいますと、冬は余り行きたくはありませんけども、夏は向こうに行って本当に過ごしたいなと思うところでありまして。たしか、去年の10月に、これは本会議で大沢先生の御質問に知事もお答えになられたと思いますけども、去年の10月に、観光圏に富士北麓、富士五湖地域が認定された。多くの観光客の来訪、滞在を促進するため認定を受けたと思いますけど、今まさに富士北麓はハイシーズン、トップシーズンであります。認定を受けることによってどのようなメリットがあるのでしょうか。

小林観光振興課長

観光圏につきましては、国内外の観光客の誘客及び滞在の促進を図るために、国においては、ソフト、ハード両面からさまざまな総合的な支援を行うこととしております。

具体的には従業員のスキルアップの研修でありますとか、広域の観光パンフレットの作成などのソフト事業につきまして、国のほうから4割の補助金いただける、それから、道路や多言語の案内板など社会資本の整備におきましても、国の地方整備局や農政局なども連携いたしまして、適切な支援がいただけるということになっております。それから、民間事業者におきましても、ホテルや旅館等の宿泊業者の設備投資に対しまして低利の融資がいただけるといったようなさまざまなメリットがございます。

樋口委員

どこがそれを申し込むというか申請をするんですか。その主体はどこですか。

小林観光振興課長

地域の市町村、あるいは県、それから民間事業者、観光業界、商工会、そういったところが協議会を結成いたしまして、協議会の形で申請してまいります。

樋口委員

去年の10月に認定されたということでありまして、具体的にこのシーズンに向けてどのような取り組みがあったか、県が承知しているところを教えてください。

小林観光振興課長

富士山・富士五湖観光圏におきましては、既に昨年度から事業の取り組みをしておりまして、昨年度の成果といたしましては、ここがございます「ふじごっこ！」という、広域の、富士五湖、本栖湖から山中湖、富士山、すべて地域が入った広域的なパンフレットを作成しております。それから、宿泊施設の従業員の研修でありますとか体験プログラムの開設、それから、民間でおきましても、富士急行のほうで圏域間の共通乗車券としまして富士山・富士五湖パスポートを作成しております。

それから、本年度につきましても、接客マニュアルの作成でありますとか外

国語観光パンフレットを作成する予定でございます。

樋口委員

午前中、武川委員の質問に部長がお答えされていたように、まさに観光の形態が変わって、団体から個人へ、ツアーから日帰りへというふうになってきましたから、石和なんかよりも河口湖とかのほう完全に量が押しているような感じがして、そういう点が富士北麓という面になればさらにいいなと思うんですが、例えば「週末は山梨にいます」というようなキャッチフレーズとかかキャッチコピーとか、例えば「夏は北麓に潜れ」とか、そんなようなものを。圏域を指定するのは、全国で30でしたっけ、40でしたっけ、そういう中で、そういったことを一回も聞いたことがないんですけど、つくっているところもないし、つくろうともしないし、別に必要ないということなのかどうなのか、その辺はどうお考えですか。

小林観光振興課長

観光圏につきましては、観光地のバージョンアップということで、各地域ともその可能性について模索している状況だと思いますが、なにしろ広域圏で複数の市町村が連携していくということもございまして、また、国が考えている国際競争力に立ち向かうだけのポテンシャルのある観光地であるということもございまして、そういったものをクリアしながら、地域のほうでそういう機運を醸成していくということもまず第1だと考えております。

樋口委員

ぜひこの夏、観光圏の特色、メリットを生かして、さらにまた多くの方でにぎわうように期待するんですけども。それと同時に、今議会で、来年は八ヶ岳南麓を観光圏に認定を目指すという知事の御発言もありましたけれども、これはどういうスケジュールになっているんですか。今、富士北麓がなっています、全国で30だか40決まっています。その関連性等をちょっと教えてください。

小林観光振興課長

現在、全国で先生御指摘のとおり、30の地域が観光圏として認定されているわけですが、この30という数がかかりの数になっているということで、国のほうからは、今後の認定はかなり厳しい、競争率が激しいということをお聞きしております。大体数件ではないかというような情報が入っております。

こうしたことの中で、八ヶ岳地域におきましては、自然景観でございますとか文化施設などが、本当に質が高いという評価を国のほうからいただいております。また、隣の長野県におきましては、観光圏が事実上ないということもございまして、こういった隣県との連携によりまして認定される可能性が高いのではないかとこの御指導を受けているところでございます。

こうしたことから、この7月の中旬におきまして、山梨県、長野県の担当者、それから、関係する市町村の担当者の実務者レベルの会合を開くこととしておりまして、協議会の構成メンバーでございますとか今後のスケジュールにつきまして確認を行ってまいりたいと考えております。当日におきましては、国のほうからも運輸局、地方整備局、農政局の職員もお見えになりまして、技術的なアドバイスが受けられることになっております。

樋口委員

北麓が観光圏域に認定されておりますけれども、長野とも連携するから、山梨に2つという意味じゃなくて、それぞれ立派な観光圏域になり得るということで知事もああいう前向きな発言をされていると理解していいわけですね。

そもそもどのような認定、今ちょっと触れられましたけれども、認定条件みたいなことで、主要な認定条件みたいなものがありましたら教えてください。

小林観光振興課長 観光圏につきましては、地域の魅力づくりと国際競争力を高めるために、自然、歴史、文化などにつきまして密接な関連ある複数の市町村が一体となった区域を観光圏として認定するという事になっております。したがって、そういったものを基本的にはクリアする中で、特に国際競争力にかなうような地域ということがファクターになってくると考えております。

(やまなし観光推進機構について)

樋口委員

わかりました。

次へ行きますけれども、やまなし観光推進機構が4月にできて、また6月にいろいろな商品を広く造成販売していると聞きました。官民が一緒になって推進していく部隊だと伺っていますけれども、実際にどのような方々が一緒になって、何人の職員で。中身についてお願いします。

小林観光振興課長

やまなし観光推進機構におきましては、従前、昨年度までございました観光物産連盟、それから大型観光キャンペーン推進協議会、やまなしインバウンド観光推進機構、この3つが統合して、本年4月に発足したものでございます。

組織におきましては、観光物産推進事業部と観光物産販売促進事業部の2つの部で構成されておりまして、職員といたしましては、理事長、専務、本部長の3名の常勤役員のもと、さらに16名の職員を4月に置いたわけでございます。

内訳を申し上げますと、JTB、日本旅行、富士急行、山梨中央銀行の民間企業から派遣で4名、それから、笛吹市、富士河口湖町から市町村職員が2名、それから、山梨県の職員7名の派遣をお願いしております。加えまして、この7月1日にふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、サービスエリア等で観光キャンペーンとか観光案内を行います職員5名を既に採用しております。それから、首都圏及び関西、中京方面での旅行会社への宣伝活動や観光キャンペーンを強化するために、東京事務所に2名、それから、大阪事務所に1名ということで、現在、機構の職員を募集中でございまして。

機構の主な業務内容を申し上げますと、先ほど来、言っております観光キャンペーンの実施、それから、着地型観光商品、地域発の滞在型旅行商品の造成販売、それから、企業研修や団体研修の誘致、それから、東アジアを中心とした海外からの誘客の促進、それから観光人材の育成、それから県産品の販売促進、こういった業務を行ってまいります。

樋口委員

わかりました。質問の何倍もお答えいただいたような感じがするんですが。今、4課制ですか、もう一つ課がふえたような感じもしないでもないんですが、かなりボリュームのある仕事を担われているなという感じがします。もう少し、ちょっと勉強不足ですから勉強させていただいて、いろいろまたこれからもお聞きしていきたいと思っておりますけれども、先ほど言った、観光圏域の、着地型、地域周遊型の観光ですか、そういったメニューをすぐつくられていると聞きましたから、ぜひそういったものをまた庁内にも、あるいは議会内にも発信をしていただいたり、こちらが着信不足なのかもしれませんけれども、お教えいただきたいと思っておりますけれども。6月からそういったセットにして販売しているんですけど、実績として、きょう7月3日ですからまだ1カ月ですけど、どうなんですか。

小林観光振興課長

本日、朝、確認しましたところ、51件の予約が既に入っておりまして、たった1カ月でございまして、なかなか健闘しているのではないかと考えております。

今後におきましても、大手旅行者への営業活動あるいはチラシを作成しまして、県内のコンビニにチラシを置くとかということを重ねまして、さらにPRに努めてまいりたいと考えております。

樋口委員　これで終わりますけれども、メニューがどのくらいあるなんていうこともわかるんですか。

小林観光振興課長　現在、夏向けの商品を主に扱っております、12商品でございます。

(財団法人山梨県国際交流協会について)

武川委員　1点。国際交流課かな、財団法人山梨県国際交流協会の関係でちょっとお聞きしたいんですけども。そこに所要の補助金も出しているし、これにも交流協会の指導等と明記されているわけですから、そういう形の中で国際交流協会が存在しているわけですけども。過般来の報道の中で、前副知事さんが国際交流協会の会長になったということのようでございますが、まず最初に、誤解を招いてはいけませんので、前副知事さんの芦澤会長さんの人格とか能力とか等々のことについて申し上げるつもりもありませんし、否定するつもりは全くありません。

ただ、関係していることで、一、二、お伺いするわけですけども、前は、専務理事さんがいらっしゃって、非常勤の会長さんがいたわけですけども、6月から前副知事さんが常勤で会長におなりになったということでございます。そこで、前の、いわゆる非常勤の会長さん、専務理事さんは、優秀な会長さん、優秀な専務理事さんだと認識いたしておりますが、何かそれでは不都合か何か、あるいは問題が何かあったんでしょうか。まず、お伺いしたいと思います。

窪田国際交流課長　協会の役員は2年任期という形になっておりまして、黒澤前会長は2年前の役員会で会長に選任されております。

それで、実は黒澤前会長は山梨大学の副学長の職にありまして、実は大学のほうの異動というか役員の人事で、3月いっぱい副学長をかわるということがありまして、3月31日付で協会の会長を辞したいという話が協会のほうにあったと。前会長は協会運営に対して非常に熱心に取り組んでいただいておりますので、特にそこで問題等は発生していないと聞いております。

武川委員　もし、その方がそういう事情でおやめになるなら、それはそれでいいでしょう。そうではなくて、私が聞きたいのは、今度は非常勤から常勤にと。言い方を変えると、その方が、いわゆる再任されるか新しく就任されるかは別としても、非常勤から常任になったということなんですね。非常勤では何かとりたてて不都合があったんですか、あるいは問題があったんですかということなんです。

窪田国際交流課長　非常勤から常勤になるという形でございますけども、実は県内の外国人住民がこここのところ非常にふえておりまして1万7,000人。また、国際観光によりまして、外国からの観光客が、昨年度で87万人、山梨県の人口と同じ方が山梨を訪れております。そのように、県内の国際化が非常に進んできております。外国人が多く住んでおりますので、非常時とか緊急時等に対する対応が非常に必要になってきており、地域において、国際化に対する需要がふえてきております。

そのような社会環境の中におきまして、やはり国際交流協会が果たす役割というのは、非常に大きなものが期待されております。このような経過を経てき

ておりますので、対外的な折衝がふえており、非常勤では対応するのに協会自体としての中核的な役割が果たせないというような形が多々あります。そのような状況下におきまして、常勤化して、より充実した地域の国際化、また、国際交流協会が果たす役割が増してきているのに対する対応というようなことです。

武川委員

先ほどやまなし観光推進機構の話も出たけれど、3つあったのを1つにする。この、3つあったのを1つにするというのはいろんな意味もあるけども、市町村合併もそうだけど、幾つかある理由の一つには、やっぱり限られた財源を効率よく、費用対効果。これもあるよね。

そういう時代に、僕が先ほど言ったのは、「とりたてて不都合が何かありましたか」。「とりたてて」と申し上げたんです。だから、今、課長さんの説明したことをまとめて一言で言うと、より充実させるためにということ。各般にわたって、そうでしょう。いろんな部分で、より充実するためにということだけど、僕は、より充実させるために聞いているの。不都合がありましたかと言っているわけだから、より充実するためにというと、人とお金というのは、より充実させるためには、どこの部門でもそうだけど、人と財源はふえるんですよ。より充実といえ、人と財源がふえてくるんですよ。

それよりも、限られた財源をいかに効率よく使っていか。費用対効果の面で言うと、不都合がなければ、その中で知恵を絞っていくということでもあるんですね。言うまでもありませんけど。私はいろんなところで言うんです。知恵の絞り方というのは、からぶきの絞り方もあれば、ぞうきに例えれば、布がちぎれるような絞り方までさまざまある。

だから、より充実していくためにというと、耳ざわりとしては一番いいよね。そうじゃなくて、とりたてて不都合がなければ、そのシステムの中で、立派な専務さんもいて、非常勤で人がかわるにしても、そういうシステムで今までやってきたんだから、とりたてて不都合は、僕はないと思うんですよ。より充実というと、何かそれで済んじゃうんだけど、ちょっと違うんだよね。

その部分は、私はとりたてて不都合があったとは思えない。不都合があるとは思えない。その非常勤会長、専務理事体制で、より知恵を絞れば、十分時代の要請にこたえていけると、私は思っております。ですから、今、課長さんのその部分の答弁は課長さんの答弁として、それは聞き及んでおきます。私はそれを了とはいたしておりません。

先ほど言ったように、私は、新しい会長さん、芦澤さん個人について、人格、能力をいろいろ語るつもりはございません。ただ、こういうときに、非常勤から常任ということは、財源がかかる、財源が伴ってくるわけだよね。そういう中で、6月から御勤務いただいて、もう7月だから、とりあえず、俸給というんですか、給料はもうお支払いになったんですか。

窪田国際交流課長 はい、6月1日からですから、6月分につきましては。

武川委員 6月分についてはお支払いいただいたと。それはどういう財源で、どこから。聞いていることだけに答えて。

八巻観光企画・ブランド推進課長 山梨県国際交流協会の活動を支援いたしまして、本県の国際化の進展を図るために協会の運営に係る人件費あるいは事業費を補助する山梨県国際交流協会事業費補助金というのがございます。今回の会長人件費につきましても、これにより補助してまいります。

6月の支払った分は、現在この補助金で対象にしております岩沢事務局長さ

んの中からお支払いをさせていただいております。

武川委員 その前の会長さんは非常勤だよ。その非常勤の給料と今度の常勤の給料と同じ給料なんですか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 今回の専務さんに対する補助金の中から給料を払っているということでございます。

武川委員 専務さんの給料というのは、県から補助金出すときには、いろいろ積み上げで補助していくと思うんですよね。そして、専務さんの給料の中から行っているということ？

八巻観光企画・ブランド推進課長 今、専務さんの給料ということで人件費を補助しておりますが、その中から今度の会長さんの給料も、今のところ払っております。

武川委員 専務の年度の給料がある。そのパイの中からとりあえずこうしているということだね。それは、ある意味では流用しているという理解でいいのかな。

八巻観光企画・ブランド推進課長 協会の中では流用しているということになります。

武川委員 専務のパイの中からとりあえず出したと。そうすると、1年間たつと、今度は専務の給料が足りなくなるよね。そうしたら、それはどうなるの。

八巻観光企画・ブランド推進課長 増額が必要になる部分につきましては、国際交流の推進を目的といたしています予算の中から対応すると考えております。

武川委員 そうすると、今度は新たに議会の理解を、承認をもらってから、そっちへまた予算計上させてもらいますということ？

八巻観光企画・ブランド推進課長 現在あります国際交流の推進を目的としている既定予算の中で対応していきたいと考えております。

武川委員 必要なものを必要なだけ、予算を積み上げて補助するんでしょう。そうすると、それだけ余裕がある補助をしているの？何か使う予定があったけど使わなくなったようなことがあるから何とか補えるということなの？そうすると積算根拠の範疇の話になってくるんだけど、何か使う予定のを使わないから、それをひっくるめて全体のパイの中から使うということ？

八巻観光企画・ブランド推進課長 具体的に申し上げますと、国際交流関係の事業が計上されている第2款総務費、第1項総務管理費の中に、四川省からの職員受け入れの事業と、自治体国際化協会の負担金がございます。これにつきましては、現時点で予算の執行残が予定されております。その分を流用して対応するというようにしております。

武川委員 そうすると、積み上げをして補助する。余った場合は不執行ということで、不要額みたいになってくるんじゃないの？一回やればもうあとはそっちで、自分で使いたいように使っているわけ？これこれこうで不執行になる。そして、最後に不要額となってくるんじゃないのかな。よくわかんないけど。

八巻観光企画・ブランド推進課長 予算は県庁の予算でございます。国際交流協会の負担金というのは、自治体国際化協会が事業の見直しをいたしまして、負担金が少なくなったためです。

武川委員

そうすると、例えば、四川省の事業もそうだし、もう一つ言ったよね。それが結果として、それなりの理由で不執行になるんだけども、予定どおり、それが全部当初の予定どおり使われたとした場合、予定どおり使われていないからそうするんだという議論もあるけども、この間、2月議会で予算を承認して、4月から始まって7月。3カ月前から始まった新年度予算。まだ3カ月しかたっていない。それで、予定どおり行われていたら、その財源は出てこないと思う。言い方を変えれば、予定どおりじゃないから、その財源を充てましたということになるんだけども、そうすると、何だか新年度予算って何だろうという部分の議論も生まれてくる。

不執行の部分も出てきたから財源として充てたということでもいいのかな、とりあえずは。

八巻観光企画・ブランド推進課長 残額が出ているのは、今確認をいたしております。補助金を充てるのは今からでございます。

武川委員

そりゃそうだけど。だけど、いずれにしても、最終的には、当初予算計上した部分については不執行になって不要額になるよね。そうすると、やっぱり人件費としてはまた新たに組み入れなきゃならない。不足するわけだからね。それはどうするわけ？お金には印がついてないからいいやというものじゃなくて、使われなかったものは使われないで不執行で不要額。新たな人件費は人件費として新たな所要で生まれてくるよね。それは？

八巻観光企画・ブランド推進課長 私どものほうでは、山梨県国際交流協会事業費補助金をこれに充てるということを考えているところでございます。

武川委員

そういう専門的な話になってくると、ちょっとわからないところがあるけど、でも、簡単に言えば、たまたま不執行の金があるから、それで運用できるんですよと。だけど、本来、それはそれで、こっちは別の話なんですよ。その人件費は新たに生まれるわけだから。まだ人件費の財源手当てがついていないのに、もう会長を採用しているわけ？この辺の手順はおかしくないのかな。結果としてみれば、お金には印もないから、交流協会のあれでしてしまいますと言えばそれで済むことだけでも。財政法上についてここで議論するつもりもないけども、もっとわかりやすくいえば、ついこの間、4月から始まった予算に計上したものが、四川省の問題ともう一つあったけども、それなりの事情の中で使われなくなったと。それは余るよね。先ほど冒頭申し上げた、常勤が必要か必要じゃないかという議論については、おれは今必要でないと思っているけども、担当課長さんは、より充実するためということだから、それはもう見解の相違で、おれは認めないけども、それは聞き及んでおいた。もうそれは平行線だから。だけども、今度はそこからいって、6月から採用した。4月から新年度予算が始まって、6月の時点でまだその人の人件費の財源が確定されていないのにその人を採用して、とても悪い言葉で不適切かもしれないが、どんぶり勘定でやっているわけ。きょうは財政法上の話はしないけども。

会長の人件費が明確になっていないのに協会の中での流用。明確な財源措置がなされないで、流用でしてというのは、ちょっと議会軽視じゃないかと思うんだけど。課内で、協会内でやりくりすることだから、それは問題ありません

と。とりあえずそれで押し通すということだな。それならそれで、また違う視点で話をしなきゃならないけど。

八巻観光企画・ブランド推進課長 私どもとしては、県費を、国際交流の推進を目的としている事業の中で流用することを考えております。

武川委員 いずれにしても、まず、整理すると、今のこの時代の限られた財源で最大限の費用対効果を生むということからすると、お金と人を手当すれば、より充実、ということは言えるかもしれないけども、僕が逆に言ったように、それでとりたてての不都合があったんですかと。冒頭そこから質問させていただいたんですけども、私は、あえて常勤の会長を置くほどの理由は見当たらないと。私は、それはその部分で指摘をさせていただきます。先ほどの、より充実というのは、それは、私は方便だと申し上げておきます。

それから、結果として6月から勤務された。そして、それは、今、たまたま協会のやりくりの中で給料に充てられておりますけども、これが10月だとか12月ならいいよ。4月から新年度予算が始まって、6月1日付の採用だよ。そこに財源が。もっと言えば、それだったら4月の新年度予算で。百歩譲って、どうしても常勤の会長が必要だという高まいな思いがあるんだったら、何でその予算を新年度予算から計上しないんですか。

窪田国際交流課長 先ほど説明しましたように、3月で前会長が辞退、その間は役員任期が5月31日までという形になっていましたので、その間は副会長が代理していたという形で……。

武川委員 それは、日にち的にはそうであっても、では、急にその日になってそういう意思を申し入れたの？事前に話があったんでしょう。もう私は3月いっぱいちょうど任期だから、3月いっぱいまでひとつまた後任を、非常勤か常任かは別にして、後任をまたお考えくださいという話はもっと前からあったでしょう。なかったのか、あったのか。

窪田国際交流課長 事前にはありましたけども、協会としては、その任期までは、先ほど言いましたように、副会長が代理で行うという形になっておりました。

武川委員 言いかえれば、話はあったんですよ。所定の手続は要りますよ。だけど、予算を盛っても、それは議会へも説明がつくことじゃないの。にわかにならなかつたということは、冒頭、繰り返しになりますけど、私は、芦澤前副知事さんの人格と能力を、全く論じるつもりも否定するつもりもないけども、あなたの話からすれば芦澤さんの処遇からきているとしか思えない。

常勤か非常勤、そこはいいよ。だけど、一応そこで区切りですから、先ほどおっしゃった理由があるのであれば、前の会長さんから、後任の会長さんをまた一つお探ししておいてくださいという話は、当然、あったと思う。そうすれば、なぜ新年度予算に盛らないのかというのが一つなんです。4月から新年度予算が発して、6月から、高まいなお話をしている会長さんの人件費の財源が措置されていないなんていうことは。それで、今度はこっちはこっちで協会の金だからどう使ったっていいんだと言っているわけだ。言い方としてはそうなんです。それは、ちょっと議会軽視じゃないかなと。

だから、1つには、もう辞意が表明されているんだったらそれなりに、会長さんの新年度予算の議論のときにちゃんと議論させればいい、人がだれでも。今度常勤の会長さんが要ると。百歩譲ってあなたの理論で、時代の要請の中で、

常任の会長さんじゃなきゃだめなんだと。もう不都合以前の問題で、より充実させるためにはもうそれはしようがないんだと。新年度予算に、新会長の常勤の給与といったことを含めて議会筋にそういう話をしてもいいじゃない。そうじゃなくて、急に（常勤の）会長さんが生まれて。私からいえば、個人の処遇ですよ。個人の処遇でそこに当てはめた、急に。それで、財源はどうだといったら、それは協会ですることだから。そうは言ってないけど、簡単に言えば、勝手なことだと言っているわけですよ。そういうふうに理解できるわけ。そうじゃないの？

芦澤さんの処遇から出て、こういうふうなおかしなことになっているんじゃないの？

窪田国際交流課長 先ほども説明しましたように、新年度に入りまして、副会長が代理でやるという形で、我々としては、前副知事については、話はその時点ではありませんでした。

武川委員 ほかの人、まだ質問があるから。とりあえず、関連があるというから関連をしてもらって。整理してもう一回やるけど、とりあえず私から言わせれば、最終的には、今回の国際交流協会の会長人事というのは、給与の財源措置の観点からいっても議会軽視ですよ。それは問題ですよ。

岡委員 関連させていただいて、最後のところにちょっと出たようですけれども、例えば中国建国60周年、あるいは来年ですが、（四川省との）25周年というようなことを含めて、国際交流の部分というのは非常に大切な部分であるはずですね。ですから、前の会長さんがおやめになるにしても、ことは当然に予算措置がされていたんじゃないかと私たちは理解しているんですが、それがなかったんですか。

中楯観光部長 予算措置の話でございますけども、人件費については、細かい話になりますが、当然現員で見積もっておりますから、予算措置はなされておられません。

岡委員 わかりました。そうであるならば、武川委員が言われるとおりだと、私は感じるんです。
前の会長さんはお幾らもらっていて、今度の会長さんはお幾らもらえるんですか、お聞きしたい。

窪田国際交流課長 前の会長は非常勤でしたので、給与はありません。それで、今度の新会長につきましては年額600万円、県庁職員で言いますと主査クラスの金額になっております。

岡委員 600万円、月50万円ということになるわけでありまして、前の会長さんは非常勤だから無給だったと。だから、今回、会長さんを選ばれても、それは本来なら無給でいくのが普通じゃなかったんでしょうか。その辺はどうなんですか。

窪田国際交流課長 先ほど御説明しましたが、常勤ですと、その金額が妥当ということで、常勤という形になっておりますので、そういうことから金額が出てきているということです。

岡委員 今まで非常勤でできて、なぜどうしても今度は常勤でなくてはならないか。

それが先ほど、より充実した国際交流をやっていきたいということだということだと思わなければならないけれども、今までの会長さんも2年間おやりになった経過の中で、だったらなぜその2年間、もっと充実するような形で常勤の会長さんを選ばなかったのでしょうか。

窪田国際交流課長　今まで2年間、非常勤という形で会長をやっていただいたんですけども、実際は業務量がふえておりまして、対外的な折衝等もありました。今、専務理事という形で事務局長がいますけども、専務理事の仕事の中にもそういういろいろな対外的な、渉外的な業務が入っておりまして、それで、今後、会長職と職務を分けて、常勤ということで、より協会の事業に対して活発に活動するために常勤と。また、今までは、業務的に協会のほかの人に負担があったと。先ほど言いましたように、そんな形でそれを軽減する、専務理事は内部的なものについて専念していただくと。対外的に、また、広い意味で活動していただくということで常勤という形です。

岡委員　先ほどのお話では、その二月の間は副会長さんが対応されたという話ですね。副会長さんでも対応できるものはできるわけですね。ですから、そのところで、どうしても常勤でなくてはならなかったのかどうなのかということが非常に問題になってくる。

先ほど八巻課長のほうから、全体的な補助金の中から出していくからいいんだというふうな言い方をされているわけですが、やっぱり人件費というのは非常に大きな問題だと私たちは感じるわけです。まして会長なんていうのは。

ですから、それらについて、やっぱりこういうところである程度の説明があってもしかるべきだと感じるんです。それらがなくて、今のようになると、先ほどの話にもちょっと出ていましたように、議会軽視というふうなことになってくるわけであって、やっぱり税金を使うということですから、それなりの対応の仕方というのは必要だと、私は感じるわけです。

ですから、先ほど部長にお聞きもしたんですが、本来ならば、人件費を含めた予算更正というのは当然にあつてしかるべきだと思うわけ。それがいないところに問題が、それをされなかったところに問題があったんじゃないかと、私はこの問題については非常に遺憾に感じる場所があるんです。ですから、そういう点で、私はやっぱり部長も含めて、この問題についてはもっともっと真剣に考えるべきだったと思うんですが、どうなのでしょうね。本当は部長に聞きたいんですけど。

窪田国際交流課長　先ほど説明しましたけど、国際化の進展というのは非常に急速化になっていますので、我々とすれば、今まで行政で行っていたものを民に移すというのが一つの流れになっております。ですので、先ほど委員からお話がありました来年の四川省との25周年、また、アイオワとの50周年という記念行事がありますけども、今までは行政が主体的に行っていましたけども、これはやはり民が主体になって取り組むというような形、流れ、やはり行政から民という形で、協会の役割は非常に大きいものがあります。そんなような形で考えています。

岡委員　私は、非常に大切な時期だということは痛切にわかるわけです。わかるだけに、この問題は、本来ならば予算更正をすべきだったと、どうしても感じるんですね。そういうふうなことを含めて、私は、やっぱり、このところは、当委員会ですらに説明してもらおうような機会を、もしできればお願いしたい

なと思うんですが、どうですか。

(休 憩)

鈴木委員長 今、岡委員のほうから話が出ましたものですが、観光部のほうと話をする中で、お伝えをするような格好で御理解いただけるかどうかというのは、私の判断ではいけませんけども、委員の皆さんには、しかるべきであれば集まっていたか、それとも該当の委員さんに、どういう方向性でどうだったということのお話をする中で御理解いただければ……。

武川委員 記者さんもいますから、なんとなく談合で終わったみたいにされても困る。何のためにどうだということを整理しないと。資料提供なり何なり、ちょっとそれを整理してくれないと。

鈴木委員長 例えば資料提供とか、どういうことをするというのをもう一回整理して、ここを出して一応御理解いただくような格好にさせていただきたいと思うんですが。

岡委員 大変恐縮ですけども、先ほど来から武川委員も言われていますように、どうしても必要な会長さんであるならば、私は、当然のことでありませうけれども、非常勤でなくて常勤の会長が必要だということは年度当初にわかったはずでありますから、人件費の予算更正をするのは当たり前だと感じていたわけです。ですから、部長に聞いたわけです。それはされていますかと聞いたら、されなかったということ。そこにやっぱり問題があつて、私は金額も大きな金額でありますから、それなりに考えていかなきゃいけない。それを、私たち議員に、委員に何らの話もなかったということを含めて、やっぱりこのところに問題があつたんじゃないかと言わざるを得ない。ですから、その点で何らかの機会にそれなりの説明をいただきたいということを含めて、もう時間も、ほかの分もありますから、ここで終わりたいなと思っておりますので、まとめていただきたいということです。

鈴木委員長 内容はわかりましたから、いずれの機会ということの中で、正副委員長にこの場をゆだねていただくということで、また、観光部長ほかの皆さんとお話をする中で対処するような格好をとりますので御理解をいただけたらと思います。

主な質疑等 農政部関係

※第83号 平成21年山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(水土保全強化対策事業費について)

岡委員

では、最後のところの農7ページから始めます。

このマル臨、緊急雇用の関係者、作業員を何人ぐらい雇って、どういうふうに対応していくのか、その点について。

加藤耕地課長

今回の臨時緊急雇用で雇う人数につきましては、まず1の設計図書の電子化の関係でございますが、延べ350人ぐらいを予定しております。雇用期間を118日見ておりますので、雇用人数は1日当たり3人。118を掛けまして、354ですので、およそ350人です。

続きまして、農業水利関係につきましては、新規雇用人数を一応23名見てございまして、雇用期間が最大で約119日ほどございまして、延べ人数としまして、約2,670人程度と考えております。

以上でございます。

岡委員

非常に多くの方々を雇っていただいて、それなりに大きな効果が出ると、私は思っているわけでありましてけれども、1の分については、具体的にはどのような作業をするのか。2について、2,600余の人たちは具体的には何をするのか。

加藤耕地課長

まず、1の実施設計図書につきましては、県営事業として実施しました土地改良事業の平成10年から平成17年までの間の工事完成図面をPDF化するということございまして、もう1点のマル臨の農業水利のほうにつきましては、県が今、所有しております農業水利関係のデータがございまして、これは全体で約2,200カ所ございまして、そのうちの約半分の1,100カ所について、今回、調査を行うものでございまして、先ほど言いました23人のうち、20人は外業、外へ出ていただいて、水路を歩いていただいて、各種調査をしていただく、または写真を撮っていただくという、外業の調査でございます。また、3人の方については、そのデータをもとにしてデータベース化をしていくということで、今、予定をしているところです。

岡委員

1のほうは基本的にプロの方々。一般の方々では非常に難しいと思うわけでありましてけれども、対象者はどのような方々を対象としているのでしょうか。

加藤耕地課長

1番のほうにつきましては、先ほどもお話ししましたように、工事完成図書をPDF化するというので、スキャナーで読み込みまして、それをPDF化する、電子ファイル化するということですが、これについてはその辺の理解のある方ということで、ハローワーク等をお願いしていくという形になると思います。

(農村地域新エネルギー導入支援事業費について)

岡委員

了解しました。

最後のマル新、新エネルギーの部分について調査をするということでありま

すけれども、実に800万円という大きなお金を使っていただいて、それなりに成果を出そうということであろうと思うわけでありすけれども、どういふふうな形、どんなふうな状況での調査をいたすことになるんでしょうか。具体的な部分をちょっと。

加藤耕地課長 これにつきましては県のほうで、基本的には国の補助金がいただけるものについては国の補助金の中で調査等を行うわけでございますが、国の調査事業にならない分野につきましては、特に小水力と太陽光につきまして、県全体の可能性、量というものがまだ十分につかめてないということで、その辺につきまして調査をして、可能性、量をつかんでいきたいということでございます。

岡委員 これは、農政部というのは、耕地課そのものでやっているんでしょうか。それとも、森林環境部、あるいは企業局もそうなのかもしれないんですけれども、それらの部と連携しながらやるんでしょうか。それとも、こちら単独でやっていくんでしょうか。

加藤耕地課長 この事業につきましては、やまなしグリーンニューディール計画の中の一環の事業でございまして、これは森林環境部とも、また、企業局とも連携して実施してまいります。

岡委員 すると、この調査に歩く方々は、採用された人たちなんですか。それとも、今現在の職員の中でやるんでしょうか。

加藤耕地課長 この事業は農政部の出先機関が4機関ございますので、その方々と耕地課の関係職員が実施していくという形になると思います。

岡委員 小さな話になってしまうんですけども。では、800万円はその職員の超勤という考え方でいいんでしょうか。

加藤耕地課長 基本的にコンサルタントへ委託する業務費でございます。

岡委員 そうすると、コンサルに800万円出すのであって、職員が調査に歩くのではないという考え方をしているんですか。

加藤耕地課長 もちろん職員も調査に入りますが、それについては日常業務と同じ範疇で給料の中でやるということで、それに対する経費は見えてございません。

(内水面利用啓発事業費について)

岡委員 はい、結構です。

農5ページ、同じような形になりますけれども、内水面漁業の関係で、緊急雇用、河川・湖沼なんかの調査ということになるかと思うんですけれども、これらについて、どのくらいの方々を採用し、そして、どのような事業をなさるのか。

深沢花き農水産課長 漁場の巡回指導というようなことをしていくということで、1日に6人の巡回補助員を40日間、都合240人の方をお願いをしていくという形になります。補助員の方は一般の方ですから、当然、漁協の監視指導員という方々に同じような形で2人ずつついていただきましてやっていただくということで、全体でいきますと、320人ほどの方々に2グループに分かれて巡回指導をし

ていくということでございます。

岡委員

これにつきましても、例のカワウが、せっかく放流したアユだとか、そういうものを食べてしまうということで、偽卵なんかを使いながら、それなりの駆除をしたといいましようか、対応したと思うんですけども、これらとも関連するところがあるんでしょうか。

深沢花き農水産課長 今回は特に遊漁の関係のマナーですとか、釣りに伴うようなごみの部分とか、そういうふうなことを重点的にやっていきたいと考えておりまして、カワウにつきましては、既に漁協のほうでそれぞれ、先ほど先生のほうからありましたような偽卵を使うとかドライアイスを使うとかいうことで、カワウの抑制をしているという状況でございます。

(農産物直売所活性化支援事業費について)

岡委員

了解しました。

続きまして、農3ページ。直売所の関係ですけれども、県下あちらこちらに直売所が出てきまして、非常に盛況だということは先ほどもちょっと言いましたけれども、私は甲府ですけれども、甲府にも「穫れたてLand」という直売所があるわけでありまして。地産地消というふうなことで、非常に有効な施設だと私は思っているわけでありましてけれども、これについて、現在、県下では何か所ぐらいあるんですか。

樋川果樹食品流通課長 平成20年度ですけれども、県下に125カ所でございます。

岡委員

先ほど、御指摘をいただいて専門のアドバイザーを置くということでありましたけれども、125カ所の直売所へ全部置くということにならないんでしょうが、どのような対応の仕方をされるんですか。

樋川果樹食品流通課長 125の直売所すべてということではありませんで、全国で直売所を指導している専門の方がございますので、その専門の方にお願ひしまして、10カ所ほどの直売所の内容を見ていただいて、診断していただいて、また、いろいろアドバイスをくださるということです。

岡委員

例えば、トウモロコシが出る時期には非常にトウモロコシが出るだろうし、あるいはナスが出る時期にはナスが出るだろうしというふうなことで、それぞれ特徴のある直売所が県下あちらこちらにあると私は理解しているんですけども、10カ所くらいというのは、どういうふうな視点で選んでいくんでしょうか。

樋川果樹食品流通課長 その125カ所の直売所の中には数億円の売り上げのところから数十万円という非常に上から下までいろいろあるわけですがけれども、今回、中堅の直売所の中で、さらに上を目指していきたいと非常に意欲のあるところ、こういうところを直していけばよりよくなるんじゃないかなというふうなところを選んでやっていきます。

岡委員

その直売所125カ所の分というのは、組織化されたところが125カ所というふうに理解していいんですよね。個人の直売所みたいなところはいっぱいあるんですけど、そういうところは全く入っていないと思っていいいんですか。

樋川果樹食品流通課長 125カ所の中には、個人でやっているとか無人でやっているとかといったところは含めていませんで、組織的にやっているところが125カ所ということになります。

岡委員 わかりました。そうすると、その125カ所、組織的に、法人までいかないにしても、死守しながらやっているところ、例えばそれは何十万円の収益であろうと何億の収益であろうとそうだと思うわけでありましてけれども、それなりにやっている人たちは一生懸命やろうとしているわけですね。地域の農家の方々が一生懸命つくられたものを出してくるわけで、10カ所を選ぶというのはなかなか難しいと思うんですが、どういう視点で選ぶんですか。

樋川果樹食品流通課長 先ほど申しましたように、これから伸びていきたいという意欲のあるところと、それから、あと課題等がある程度明確になっていまして、そういうところを改善していきたいというところを選んでいきたいと思っておりますし、アドバイザーの診断された結果につきましては、また形にして、その他の直売所にも波及させていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第89号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

(耕作放棄地対策について)

樋口委員 さっきの耕作放棄地の問題ですけど、3,000人の雇用創出を生むんですね。これはこれですごく大事だと思いますが、さっきちょっと出たのかな？再整備後は新たな担い手が農地を管理するということをや再整備の条件とするということでもありますから、その辺のところの見通しというのはどうなんでしょう。

有賀農村振興課長 ただいま御質問のありました件につきましては、今、現に耕作が放棄されている圃場につきまして、その対策を講じるわけですが、それにつきましては、その後、新しい方が農業をやっていただくという前提で整備をいたします。その見通しということですが、現在、農務事務所を通じまして、各市町村に対し、そういった御要望があるかどうか聞いております。

樋口委員 この間のJA会館でのJAさんとの意見交換会で、やっぱり各単協さんは求めていますよね。きのうの本会議でも鈴木委員長が建設業界参入の話をしたけど、根本的に担い手だという話がありましたが、まさにそこが、市町村な

り各JAさんなりとの協力のもとに県がどうだと。今、こういう緊急雇用のことが来ているからチャンスだと、今だぞというようなことを強く言っていただくことで、ぜひ物にしてほしいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

有賀農村振興課長 耕作放棄地の解消につきましては、当然、県だけではできませんので、市町村、市町村農業委員会、JA、それから県ということで、関係者が一体となって取り組んできたというふうに考えております。

それにつきましては、対策も本年度から本格的に入ったところでございますので、その辺につきましては、十分、地域の意向なども踏まえましてやってまいりたいと思います。

(建設業者への支援について)

樋口委員 次年度の調査の予算も先ほど一番初めに御説明いただきました。ぜひ、あわせて期待をするんですけれども。

それとまた、恒常的にといいますか、ここ何年か建設業界、企業が公共事業の大幅な削減でかなり厳しいということで、私は、去年、土木森林環境委員会でそういうことを、かなり、委員会ごとにお尋ねしてきましたけれども、県土整備部に建設業対策室ができて、相談を受けたり、あるいは、先進事例、先進といいますか、ほかの都道府県でうまくいっている例、全国レベルで、そういう情報が入ってきたところ、あるいは、そういう講演会があれば参加するとか、いろいろな支援事業を聞いていますけれども、受け皿として、農政部としてはどのようなお考えといいますか、あるいは取り組みといいますか、をお持ちなのか、ちょっと教えてください。

赤池農業技術課長 お尋ねの建設業者への対応でございますけれども、去年から、県土整備部の建設業対策室には、建設業の活性化に関する情報交換とか、あるいは支援に関する連携協力ということをしようということで、山梨県建設産業活性化支援対策会議というのがつくられてございます。ここは、資料を見ると、関係機関として、建設業界を初め、商工会、中小企業団体、農業会議、森林協議会、あるいは山梨労働局、さらに県の関係ですと、福祉保健部、森林環境部、商工労働部、農政部、それから県土整備部で構成されておりまして、この中で情報交換しながら支援していこうというような態様になっています。

樋口委員 もっとダイレクトに、建設業対策室と農政部とか、そういうような時期に来ているんじゃないかなと思います。もう何年も、いろいろなところで、できない、こういうふうに進んで、という話を聞くわけでありまして、やっぱり第一次産業も、建設業が持っている重機、機械等、あるいはマンパワーというものに目を向けるべきだ、できるはずだということで何年もたっているわけでありまして、山梨でしたら、森林県で林業だと、路面整備、路網整備、あるいは農業で短期的に収益を上げられるいろいろ野菜とか季節物とか、そういうことで実際にそういうことにもう踏み入れている企業もあると思いますから、そういったところをもっと県としてシンボリックに宣伝したり応援したりするというのが、僕はこれからもっと必要になるんじゃないかなと思いますけど、具体的にそういうところはないですか。

赤池農業技術課長 そういう連携をしながら、建設業者の方に、我々農政部サイドでは、企業の参入ということを進めております。具体的に相談に来られる方もありますし、こちらが出かけていって、相談に乗ってやるというようなこともよくございます。

今年に入りまして、個別の企業名は申し上げられませんが、4つか5つの企業が出てきており、既に法人の登記の手続きをしているところも2カ所ございますし、さらに今後も参入が確実だろうというようなところが3社ほど、既に出てきております。

樋口委員 企業名は言えないということですが、大体話をすればわかってくるんですけれども。

では、具体的に、商品と申しますか、作物はどのようなものですか。

赤池農業技術課長 二、三申し上げますと、例えば建設会社で、笛吹市の会社でございますけれども、5.6ヘクタールの、ほっておくと遊休化する農地を使ってニンニクを栽培するとか、あるいはこれを加工するというようなことを考えている企業もございまして、さらに加工品を販売していかうというようなこともございます。

それから、2つ目ですと、東京にある会社、これはITの関係ですけれども、ブルーベリーを生産したいというようなところもあります。

それから、建設会社で、これは山梨市ですけれども、ジャガイモから始まってタマネギ、キャベツ、トマトというような野菜類と、ソバ、カキ等というようなものも生産していきたいというようなことで、これは農業体験としてやっていきたいと。そして、さらに加工直売、ネットで販売したいというようなところが事例として上がってきています。

樋口委員 先ほどの緊急雇用の取り組みの中で、遊休農地、耕作放棄地を解消していかうというこの取り組みと、趣旨は違うかもしれませんが、ぜひうまくかみ合わせて、受け皿のほうも、あるいはさっき言った各地域のJAさんと連携をとって、少しでも効果が上がって耕作放棄地も再活用できる、あるいは建設業を転業したり、あるいはそれに向けた準備が進められるような今年度の取り組みを、ぜひしていただきたいと思えます。いかがですか。

赤池農業技術課長 先ほど申し上げましたのは、ことしから企業参入担当という専任の担当をつくって進めてまいりまして、3カ月でこういうような事例が出てございます。残された期間、精いっぱい努力いたします。

(農業と観光の連携について)

樋口委員 期待します。

次に行きます。先ほど観光のところでも、ちょっと私のほうで質問しましたけれども、農の、観光との連携ですけれども、富士北麓圏が観光圏域に、去年の10月に認定されております。さまざまな取り組みをされているそうです。

八ヶ岳南麓も来年の観光圏域への認定へ向けて、高い可能性を持って進めていると聞いています。やはり体験農業とか、農観連携と申しますか、そこで食べたり、あるいはお土産として買って帰ってもらうというようなことが非常に求められていると思えますけれども、例えば、富士北麓圏のほうは既に観光の特別な認定を受けているわけでありまして、特徴的な連携、スポット的な連携とか、どういったものがあるか教えてください。

赤池農業技術課長 観光と農業の連携でございますけれども、観光のほうで富士山・富士五湖観光圏というものが認定されて、滞在型農業を目指すというようなことで進めていると聞いております。

農村地域には農政部所管でいろいろ整備したものが幾つもございます、例えば今の富士五湖の関係ですと、それぞれの町村に都市交流を目指した施設が

幾つかございます。具体的に申し上げますと、山中湖には花の都公園があったり、あるいは西桂には三ツ峠グリーンセンターというのがございますし、忍野には県立水族館湧水の里がございます。さらに、先ほど話が出ました道の駅もございますし、また、作物的にも、鳴沢のキャベツに始まって、スイートコーン、富士吉田にはミルキークィーンという米があったり、いろいろ、農村地帯に多くの資源がございます。

こういったものを、先ほどの観光の中で連携して使ってもらおうということでございますけれども、さらに今おっしゃられました体験農業として、観光摘み取り園というのは、非常に我々も力を入れて指導しておりまして、例えば富士河口湖ではサクランボとかイチゴの摘み取り園をやっておりまして、非常に好評を博しております。さらに、鳴沢でブルーベリーとか、そういった摘み取り園を整備してございます。

ですから、今後、整備した施設と、あるいは体験農園と連携しながら進めていくことだと思います。

樋口委員

やっぱり一昔前と違って、産地が違って、さまざまところでさまざまな物がとれる、あるいは逆にどこでも同じ物がとれるようになるのかもしれませんが、観光でつなげていくということが必要だと思いますし、摘み取りだけじゃなくて、いろいろな観光スポットもあると。それが農水産業とリンクしているものがあるということになりますけれども。特に観光圏域の認定だからということじゃなくてやっているという意味ですね。

赤池農業技術課長

農政部が既にこれまで長い時間をかけて、市町村の希望を聞きながら整備してきたものを利用していくということでございます。

樋口委員

そうすると、これから八ヶ岳南麓のほうも、そういう整備をしていったり、そういったブランド化といいますか、アピールをしていくわけですが、そちらのほうは、かなり、そういうスポットがあったり、産地があったり、滞在ができる農と観の連携という可能性がいっぱいあると思うんですけど、例えばどういうことが。

赤池農業技術課長

八ヶ岳南麓地域はほとんど認定になったということで言われてございますけれども、八ヶ岳南麓につきましては、既に滞在型の、例えば高根クライנגアルデンとか、あるいは小淵沢のスパティオ小淵沢といった、都市交流に向けた施設整備も進んでおります。

それから、さらにほかの資源といえば、例えば日本一のおいしい米もあるというような、非常に多岐にわたった資源がございます。さらに、先ほどの摘み取りの話になりますと、JA梨北の管内では観光サクランボ園が整備されておりまして、これが標高差を使って期間が長く体験できるというようなことがございます。それから、明野ではブルーベリーとかあるいはエダマメ、サツマイモというようなものも体験できるようなことになっております。

樋口委員

わかりました。

ちょっとしつこく聞いたんですけど、なぜそんなことを聞くかと言いますと、高速道路が1,000円で乗り放題というようなことがあったり、あるいはほかの党では無料化なんていう話も今あって、そういうことが先行してしまっていて、それはそれでやっていかなきゃならない施策ですけれども、逆にハイウェイだけじゃなくてバイウェイ、下の道、農道も含めてですけれども、そっちをゆっくり周遊しようということも、僕は提案できる可能性がたくさんあると思って

いるんです。

そういう圏域が指定されれば、立ちどまって、さっきの観光のところでも言ったんですけども、いろいろなメニューを提供して。ちょっと忘れちゃいましたけど、いろいろなメニューがありますから、本当に地域でやっていこうという意識が醸成されていくと、八ヶ岳南麓もすばらしい周遊圏になるし、ハイウェイで、中央道で行っちゃったり、首都圏から来てくれないとかいう問題もあるかもしれませんが、関西圏から来てもらうとか、たっぷり来ていただいて、山梨の中を回ってもらうということも、十分ハイウェイで、ハイウェイじゃなくてバイウェイで可能だと思いますから、ぜひそんなところも観光部とも連携していただいて、気にとめておいていただきたいと思います。期待しております。

赤池農業技術課長 先ほど申し上げましたように、幾つも農業関係のメニューもございます。さらに、21年度に向けて、普及センターで普及計画というものをつくってございまして、そういういろんな可能性のあるメニューをつくらうというようなことでやっていきたいという計画を持っておりますので、頑張っていきたいと思っております。

(米の生産調整について)

大沢委員 代表質問で、先ほど言いました耕作放棄地の質問をさせていただきましたが、それぞれの議員が耕作放棄地の話をしました。このことは、何も、ことし、去年に始まったことじゃなく、もう十数年、20年前から論議されてきて、遅々として進まない。これは、私は自分で百姓をやっていますからわかるんですけども、国もそうだし、県もそうだと思います。もっと真剣に考えてというふうなことがないと思うんですよ。

耕作放棄地というのは、もともとは我々の祖先が耕して行って耕地としてやっていたんですよね。もともと同じぐらいの人口の人たちがそれだけ耕していたものが、何で放棄地になったんだと。これは自給自足の時代から、海外からいろんな農作物が入ってくるというふうなことも含めて、もう飽食の時代になっているので、物は銭を出せば買えるというふうなことになっちゃったから、こういうふうな形になっちゃったんですよね。

それで、私はこの間の質問の中でも言ったんですが、まず、山梨県も、国は小さいけれども、言うべきことは言わなきゃいかんと思うんです。こういうふうなことになった原因としてまず一番最初に聞きたいのは、生産調整ですよね。今、国会のほうでも出ていますけれども、やっぱり生産調整が一番大きな原因になっているんですよ。百姓をやっているのもうからない、米をつくってももうからない。というのは、面積が半分減らされちゃっているから米がつかれない。だから、物が売れないというふうなこと。じゃ、あんまりもうからんやつだからどういうふうなことをやっていこうかというふうな、いわゆる知恵とか工夫とかいうものを農家から奪ってしまった結果、こういうことになっちゃったんで、国のほうにも生産調整について、山梨県としても強く訴えていく必要があると思うんですよ。

先ほど、樋口委員が言いましたように、この間、農協の話や組合長との話の中で、JAの組合長がこのことを言っていたんですよね。生産調整をやめるべきだということをはっきり言っているんですよ、農協ですら。ですから、やっぱり県が国へ言うべきことだと思うんですけども、まず最初にこのことについてはどうでしょう。

深沢花き農水産課長 生産調整につきましては、昭和46年度からということで、非常に長い間

やってきているわけですけれども、やはり主食ということで、米の価格を維持していくというふうなことから、今、必要なことではないかと、私は思っております。

そういう中で、米をつくっていただいて、生産調整という部分と連携していく中で土地利用というか、転作を進めていって有効活用を図っていただくというふうなことが必要ではないかと思っております。

また、国等につきましては、いろいろな会話のときに、担当レベルでは、もうちょっと緩和できないかとか、そういうふうなお願いはしているところでございます。

大沢委員

優等生の答弁をいただきましたけれども、そのとおりのことを言っていると思うんですよ。だけれども、10兆円も税金をつぎ込んでいるんですよ。今言った生産調整をすれば米の価格が安くなってしまふから生産調整をやっていくという名目のもとに10兆円の金をばらまいていたんですよ。その10兆円を価格の差のところへつぎ込めば続くんじゃないですか、米をつくらせといて。例えば、今言うように、安くなったならば10兆円を農家の人たちに、それだけの補償をやれば、これは続くようになると思うんですよ。

だから、国が言ったことをそのまま山梨県でもやりますということじゃなくて、山梨県ではこういうふうにしたいということをや、やっぱり強く言っていかなければ、今、国のほうでも問題になっているから、あまりここで言っても仕方ないですけれども、何かの機会に、やっぱり生産調整を廃止すべきだということをやっていかなければ、これが耕作放棄地のほうに向かってしまうと思うんですよ。

(耕作放棄地対策と企業の農業参入について)

先ほど、企業というふうな話が出ました。それなりに美しい言葉ですよ。今、時代に合って、先ほど樋口委員が言ったように、いわゆる雇用の問題というように含めてこれをやっていけと言ったと。現実にはどうなんですか。

私の知っているところでは、ある企業がやりました。話がちょっと長くなるけれども、農地をこういうふうなことでやっちゃったのは秀吉の時代ですよ。太閤検地から始まって。あのときに、今つくっている人たちに土地をやるということで土地が分散された。だから、大きな中でも、ここにAさんがいて、ここにBさんがいて、ここにCさんがいるということで、いわゆる団地化ができない状態にしちゃったんです、今のような状態にね。ですから、小規模の農地が出てしまったと。それを、例えば企業が参入して、1反か何ぼのところへ大々的にやろうとしても、隣のうちから「おら嫌だよ」と言われれば広くはなれないんですよ、団地化には。やるならばやっぱり広くして団地化してやるという、そのための調査費が盛ってあると思うんですよ。耕作放棄地の実態調査をやるというふうなことを盛ってあると思うんですが、この調査に基づいてそういうことをやっていかなければ。

耕地課は知っていると思うんですが、私のところで、基盤整備をしているところへ企業が入ってきたと。ところが、会社が倒産しちゃったんですね。もとの会社が倒産しちゃった。社長以下、行方がわからなくなっちゃったんですよ。基盤整備する金も、この周りの人たちが負担をして、結局は何のためにやったのかというようなことになってしまうんですよ。だから、企業の参入という聞こえはいいけれども、そのことに気をつけていかないと、その企業が倒産してしまえば、そこは何にもなくなってしまうんですよ。

だから、もう少し腰を落ちつけてやっていかなければ、今言ったように企業の倒産ということがある、そのこともよく知っておかなければ周りに迷惑がか

かるので、安易に企業が来ればいいというふうなことを言うべきではない、やるべきではないと思うんですけれども、この辺についてはどうですか。

赤池農業技術課長 企業の参入ということですが、私どもは、担い手が非常に少ないということで、高齢化も進んでいるところでございますので、いろんな手法を通じて担い手になっていただくというようなことで、一つの手法として企業の参入を進めているところでございます。

今、企業が参入する場合、新たに農業生産法人をつくるか、新たな農業する組織をつくってやっているということでございまして、例えそれがつぶれたにしても、違うものに何か使うというようなことは、ほかの法制度もございましてできないことになっておりますので、それはまた有効活用できるような手法を検討していくということになるろうと思います。

大沢委員

私は進めるなどは言っていないんですけれども、やっぱり現状をね。さっき4つか5つの企業が、という話をしましたが、そのうちの2社が法人をつくったけれども、なかなかそれが事業へ取りかからないというふうなことがニュースで出ていましたから。企業としても、最初はやろうということでやったけれども、結局は自分のほうの事業が、もともとの事業が振るわないんだから、そっちまで手が回らないというふうな形になってしまうと思うんですよね。

だから、耕作放棄地の問題も含めて大変な、我々もどうしていいかと。実際、百姓をやりながら、どうしていけばいいかというふうなことを、あちこち同じ農家の人たちとも話をするんですが、だれもいい答えが出てこないんですよね。

それで出てくるのが、先ほど出た、いわゆる直売所、これはやっぱり進めるべきだと思うんです。じいさんばあさんでも、トコトコと、つくったものを直売所へ持っていくと。私のところにはいつもありますけれども、その一つは、1人のおばあちゃんが1人で年間300万円稼いだと。もう一つのほうは年間200万円稼いだというふうなことで、楽しみでやっているんですよね。ですから、直売所の利用というふうなものはこれからずっとやっていくべきだと思うんですけれども、耕作放棄地の問題は、よほどみんなの知恵を絞ってやっていかなければ解決がなかなか難しいと思うんです。企業が来ればいいんだどうのこうのというより、美しい言葉でもって企業に入ってもらった、ところが倒産してみればもとのもくあみで、しかも周りにまで迷惑がかかるというふうなことなんで、ぜひその辺は腰を据えてしっかりやっていただきたいと思います。

本当に、耕作放棄地に対する考え方というのは、もし自分が近くで百姓をやっていたらどうだ、というふうな考え方に立ってやらないと大変な失敗になってしまうという気がするので、ぜひその辺も、企業の参入に対する考え方、どういうふうな企業の方々に理解をしてもらって長続きしてもらおうかというふうな方策があれば、企業の方々への説明をこちらのほうにもお聞かせをいただきたいと思います。

有賀農村振興課長

ただいまの耕作放棄地と会社の関係でございまして、昨年、今年度、耕作放棄地の調査をいたしました。今年度につきましては、県のほうで予算を計上いたしまして、放棄されているところの所有者に対しまして、自分でつくる、つくりたくないとならばどういった方に貸し出すかといった意向の調査をしまして、それをベースに、地域の方々と、耕作放棄地をどう解消していったらいいかというようなお話を進めながら放棄地の解消を進めてまいりたいと。それには企業も対象になりますし、新たに都市から担い手として入りたい方もいらっしゃるし、現に農業生産をやっている方が広くしたいと、あるいは市民農園的な使い方も、いろんな使い方ができると思いますので、それにつきまし

て、地域と御相談しながら進めてまいりたいと考えております。

大沢委員

それで、お願いがあるんですけども、ここに載っています意向調査というふうな調査をしっかりとさせていただいて、先ほど言いましたように、みんなで腰を据えて検討していただいて、耕作放棄地を、なるべく、少しでも減らせるよう。参考までに申し上げますが、野菜の苗を売っているところがことしは驚いたんですね、苗が売れ過ぎて。若い人たちが大勢買いに来たそうです。会社が3連休とかになって暇が出ちゃったから、何かしようかと思って、ぼっと買って行って野菜の苗を植えて、自分の庭でナスをつくったり、そういうふうなことに、ことしはかなり変わってきたそうです。

そういうふうなものも参考にしながら、耕作放棄地を減らすような、若い人たちにも土地を利用してもらえるようなことにさせていただきたいことを要望して終わります。

(農業従事者の高齢化と耕作放棄地対策について)

安本委員

2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、先ほどから出ております耕作放棄地の対策なんですけれども、担い手の問題という話もありましたし、生産調整というような話もありましたけれども、20年3月につくられました県の農業ルネサンス大綱を見ていきますと、農家数の減少、それから農業従事者の高齢化に伴って耕作放棄地が増加していると、そして生産活動が低下しているというふうなことがありますけれども、そういう点では、これまで農業は家族経営から法人経営、企業が参入を考えられたり、また、先ほど来、出ていますけど、新規就農者、若い人ですとか、会社をやめられた方で就農希望をされる方を確保して育成するというところに力を入れられているという流れだと、私は理解しております。

そこで、初めに確認させていただきたいんですけども、農家数の減少と農業従事者の高齢化という話がありました。実態をお伺いしたいと思います。農家数とか農業就業者数がどのように推移をしているのか、お伺いしたいと思います。

赤池農業技術課長

農林業センサスという統計がございます。これは5年に一度の調査でございますので、直近の数字では平成17年が一番新しい数字になりますが、今、手元にある農家数でいきますと、平成17年の前は5年前ですので平成12年になります。平成12年のときの総農家数は4万2,000戸でございました。端数はありますけど。それから、5年後の平成17年ですと4万戸というような数字になります。それから、就業人口で申し上げますと、平成12年の5年前の平成7年まででございますけれども、平成7年ですと就業人口が5万2,000人でございました。それが5年後の平成12年ですと、4万7,000人に減少しております。減少率は9%ほど、5年の間に減りました。さらに、5年後の平成17年になりますと4万人というようなことで、対比でいきますと、85%ですので14%減っているというような状況です。

安本委員

農家数にしても、就業者にしても先ほど14%の減、5年間で減ということですので、やはり少なくなっているんだなと思います。

高齢化の状況。今、平成17年と12年しかないということなんですけれども、農業従事していらっしゃる方の平均年齢というか、高齢化についてわかるような数字があったら教えていただきたいと思います。

赤池農業技術課長

年齢別の統計のところで見ますと、65歳以上というところが高齢化だとし

て、平成7年のときから申し上げますと、平成7年のときの65歳以上は2万5,000人です。それから、5年後の平成12年ですと、2万6,000人にふえているんです。それから、さらに5年後の平成17年ですと2万4,000人に減っているというように、ちょっと波がありますけれども、そんなような形ですが。ただ、全体に占める割合を見ますと、今のこの平成17年の2万4,000人というのは、先ほどの就業人口の4万人に対して6割の方々が65歳以上というようなことになります。高齢化が進んでいるということが言えると思います。

安本委員

先日の本会議の関連質問の中で、担い手の問題ということで、法人経営とか新規就農者という観点ではなくて、高齢化していった農業ができなくなって従事者が少なくなっていると、平均年齢については70歳を超えているというような話もあったかと思うんですけども、今、65歳以上というふうに言われたんですけども、5歳刻みでも結構ですので、就業者の若いほうから、何歳ぐらいなのかかわからないですけど、50歳から55、55から60、60から65以上のところについても、最近の数字が、今、ありますか。

赤池農業技術課長

一番直近の平成17年度の数字で今の年齢別の構造的なところを申し上げますと、15歳から29歳という区切り、30から59歳、それから60から64歳、65歳以上と、この4段階で、今、手元に数字があります。

そこで、先ほどの平成17年度の実業人口の4万人でございますけれども、この15歳から29歳という段階の人数が2,150人、比率でいいますと5%。30から59歳という階層が9,300人余です。これが23%を占めています。60から64歳という段階が約4,800人というようなことで12%です。先ほどの65歳以上が2万4,000人ということで、ここが60%というような区分けになっています。

安本委員

それと、本会議の質問でもありましたけれども、5年ぐらいたてば、やっぱりこの65歳以上の方のところでも大幅に農業に従事できる人が少なくなるのではないかと、耕作放棄地は減らないというふうにおっしゃっていましたがけれども、私もそういう観点があるんだなと思いつつ聞いておりました。

そこで、今、農業に従事されている高齢者が、できるだけ長い時間、農業をやっていただければ、耕作放棄地の対策にもなるんじゃないかと思うわけです。間接的な事業も、山梨の農業が進行していけば、それはそれで高齢者の方の経営上、良いというものもあるかもしれないんですけども、年をとっていかれると、いろんな農作業も大変になるのかなという思いもします。できるだけ長く農業に、後継者ができればそれが一番良いと思いますけれども、なかなかそれも難しい中で、高齢者の方ができるだけ長く農業をやっていただけるような方法について、県では何か取り組みをされているのかどうか、お伺いします。

赤池農業技術課長

今、数字で申し上げました高齢者は非常に多いわけでございますけれども、農業の特徴として、高齢者であっても、高齢者は高齢者なりにできる農作業というものがございます。ですから、60代、65になったらすぐぱっとやめるということではなくて、70代になれば70代の仕事がありますし、80代には80代というような、農家の方はずっと継続されているというような実態がございます。しかし、おっしゃるとおり、高齢の農業者にとりましては、非常に作業的にも重労働というふうなところが出てきています。

そこで、我々農政部では、幾つもの部門にわたって対策をとっておりますけれども、まずJA。例えばJAフルーツ山梨では、営農サポートセンターとい

うようなものをこの4月に立ち上げたところでございます。農作業を受託するとか、あるいは遊休農地化するものを引き受けて管理して、それを担い手に引き渡すというようなこと。それから、さらには草刈りの機械を貸し出して遊休化するのを防ぐというようなことをサポートセンターがしております。さらに、農作業の労力を削減する仕組みとして、JAこま野では、果樹農家の労力の負担がだんだん大きくなりますものですから、堆肥の散布をJAが請け負って実施して、高齢者の作業の負担を軽減しているというような事例もございまして、また、峡北の水田地帯では、作業の受委託を進めておりまして、具体例で申し上げますと、「長坂ファーム」や「営農たかね」というようなところは、100ヘクタール規模の受託をしてやっているというようなことで、中小、あるいは高齢になっていくと、委託していろいろと労力を軽減していくというような方向もございまして。

また、省力栽培というようなことも非常に大切なこととございまして、例えば高齢になれば大変な作業になりますので、普通、ブドウはジベレリンを2回作業するわけですが、これにホルモン剤を添加することによって1回で済ませるとというようなことで省力の作業をするというようなこと。あるいは、省力の品目を入れることによって作業を軽減しようというようなこと、例えば桃の袋かけをみんなするわけですが、これをかけなくていい品種、日川白鳳というようなものを入れる。こういったものを普及することによって作業を軽減できるというようなこと。さらに、ブルーベリーとかザクロといったものをつくると、作業も複雑ではございませんので、あるいは観光と連携して摘み取ってもらうというようなこともございまして。農作業の省略ができるというようなこととございまして。いろんな対策を講じていきたいと思っております。

(果樹園の整備について)

安本委員

担い手の確保ということも、今やっぺらっしやる方も長くできるようにお願いをしたいというふうに思います。

もう1点ですが、6月4日のこの委員会での意見交換会の中で、私も農業をやっぺらっしやる方に質問をさせていただいたんですけど、圃場整備の推進の件です。

08年、09年、ことしも重点施策になっていきますけれども、これは特に果樹産地を強化するために基盤整備を推進、加速というふうにしてありますので、果樹に限って伺いたいと思います。農業ルネサンス大綱には、私もそんなに深くかかわっておりませんでしたので中身がわからないんですけど、圃場整備されれば農業も楽になるしいいよなという漠然とした思いはありますが、この圃場整備をされている目的といいますか、メリットというようなことについて、まず確認をさせていただきたいと思っております。

加藤耕地課長

果樹園の圃場整備ということの御質問でございますので、メリットといいますと、果樹栽培はなかなか機械化が難しい作業でございますが、その中においても農作業の機械化によりまして生産の省力化、低コスト化が図れるのではないかと。また、作物別の団地化も図れますので、そういう面での残留農薬問題の防止になるのではないかと。また、圃場整備することによりまして、先ほど言いました作業の省力化がされますので、経営規模の拡大もできるだろうと。そのようなこともございまして、また、よく知事も話をしてございまして、山梨の果樹、特に桃、ブドウというのは、やっぱり景観としても非常に大切な作物でございまして、そういう面での効果もあるのだろうということで、今進めているところでございます。

安本委員 農業ルネサンス大綱の中にも目標とか入っているんですけども、基準年とか、それをいつまでに何ヘクタール、何%のところで、始まって1年なんですけれども、その実績についてもお伺いしたいと思います。

加藤耕地課長 ルネサンス大綱の中におきましては、平成28年度までに、実際、面的に整備をするものにつきましては、約660ヘクタールという面積を整備予定としてございまして、今のところ、実績としましては昨年度が初めての実績でございまして、20.2ヘクタールの整備を昨年度させていただいたと。今年はまた40ヘクタールという目標を持ちまして、今、進めているところでございます。

安本委員 JAの、皆さんというのかどうか分かりませんが、意見交換会の中では、水田と違って長期にわたるので大変な課題もあると伺いました。

私は漠然と全県下で進めておるわけではないと思っておりますけれども、ある程度、この地域とかそういったところを決めて、可能性のあるところに取り組んでいかれるのだらうと思います。たしかモデル地区の選定というのがありました。今、候補地としては何カ所ぐらい、今年度が40ヘクタールでしたら、どれぐらいの地区数、もしたくさんなければ、こういったところというところまで教えていただければと思います。

加藤耕地課長 ことしにつきましては、実施予定地区の関係市町村が5市1町1村ということで、12カ所で今予定をしているところでございます。

安本委員 私は農家の息子で、水田、米づくりがほとんどだったんですけども、1ヘクタールぐらいしか我が家に、「しか」と言ったらいけないのかな、ありまして、ちょうど高校時代、父親が農機具店を営んでいまして、農繁期にはいないという中で長男でしたので一生懸命やっていたんですけど、山梨に来まして、あるとき、家に帰りましたら圃場整備をやっている、表土がみんな積み上げられていたというのを覚えています。今、弟が農業をやっていますけれども、兼業で、ほとんど土日だけでできるようになっていて、ああ、いいなど。跡を継ごうというふうには思いませんでしたけれども、思いましたね。

そのころの苦労話を聞くと、地域は選定されるけれども、いろんな利害調整があって、やっぱりそこに熱意があって進める人がいるかどうかというのが、自分がやっていたらしゃって、その周りの方にも指導していく、人材の育成ということも大事ではないかと思うんですけども、そういった地域の皆様への理解を進めていくようなことについて、県はどう考えているのか、お伺いします。

加藤耕地課長 今、委員からもお話がございましたように、果樹園の整備につきましては、さまざま、地域の方々、専業の方もおりますし、また兼業農家もおります。非常に難しい推進をしているわけですが、その中におきまして、県では、19年度から、地域ごとに果樹団地化推進プロジェクトチームというものを立ち上げまして、事務所ごとに所長を通じまして、地域の意向調査や、また、営農指導等を含めて推進をしていくというところでございます。

安本委員 今年度も始まったばかりですので、私も皆様方に教わりながら、この件については、委員会でも取り上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(本県の農政について)

浅川委員

本当に皆様方には、耕地課長も含め、大変な苦勞をしていると思うんです。今まで話を聞いていると、何か暗いような話ばかりで、非常に私は残念に思っております。

今、日本も、山梨県も元気にできるのは、やっぱり農業だろうと、私はとらえております。そうした中で、やっぱり耕作放棄地にしても、担い手にしても、もうからない百姓では、だれも担い手になかなかりませんよ。耕作放棄地の対策にもなりません。

それで、多分、部長さん、山梨県でも一、二、頑張っている方たちがいると思いますので、そういうことも含めて、夢のある農業を語っていただきたいと思います。私も知っておりますので。

笹本農政部長

今、先生から御指摘がありましたけど、耕作放棄地の問題はさまざまな議論があります。実は市町村の5カ年計画は全国でつくっているんですけども、関東管内では今のところ山梨県だけが、全市町村がつくったということで、県としてもそこは一生懸命やらせてもらっているつもりでおります。

そういう点もあろうかと思うんですけども、引き続き、その部分に力を入れて、さまざまな対策をしていきたいと思っています。

それから、なかなかもうからなくて難しいかと思うんですけど、この辺はやっぱり販売力をどういうふうに強化していくかというふうなことがございます。それにつきましては、ことし4月に販売戦略室をつくらせていただきましたし、その中で、今後、指針のほうもつくって一生懸命やっていきたいと思っていますので、またよろしく願いいたしたいと思います。

ありがとうございました。

浅川委員

予算もついた何か具体的なのがあったら。

笹本農政部長

実は企業サイドといいますか、いろいろ新規の参入もございまして、峡北地方では、最近、醸造ブドウの生産も始まっております。また、圃場が広いということで、サツマイモを生産したいというグループも出てきており、それについては先ほどの2ページで予算化をお願いしてございます。いろいろの対策を今後続けていきたいと思っています。

よろしく申し上げます。

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑

(米倉山の太陽光発電について)

武川委員

本会議でも太陽光発電の話があったわけです。複数の質問があつて、今、国でも太陽光発電については大変な思い入れの中でやっているわけですが、本県については、御案内のような米倉山の経過の中で太陽光発電の施設の導入を図ることになったわけであります。本会議の質問の中にも、広い意味の管理棟のあり方についていろいろ要望的な質問があったわけです。そこでお伺いするんですけれども、東京電力との契約は何年ですか。

西山企業局次長

契約はこれから結ぶわけなんですけれども、いわゆる契約期間ということでいきますと、17年を考えております。

武川委員

その期間ということで17年。それで、知事もこれまでの質問あるいは発言の中で、やがてリニアモーターカーが山梨を通ると。そして、1県1駅というようなことも報道される中で、山梨をリニアが通ってくる時には、山梨を大きく飛躍する要素があると。そういったときに、米倉山の用途も、またさらに付加価値のある利用形態というようにも考えていると、知事の発言の中にあつたように承知をしておるわけですが、今の答弁の中で、17年という数字が出てきたわけです。とすると、PR施設もその辺の年度というか、時限的なこともとらえておく必要があるだろうと。

この間の本会議の質問を聞いていると、議員さんの質問に対して、ごもっとも、ごもっとも、というようにおっしゃるわけですが、その辺の時限的なこととの整合性というか、その辺はどんなふうにご検討されていますか。

西山企業局次長

今、委員のおっしゃるとおり、今回の米倉山につきましては暫定的な活用策として進めていくところでございます。

そういう面からいしまして、PR施設につきましては、やはり永久施設のようながっちりしたものをつくるのではなくて、十何年間、学校の生徒さんたちが、学校における環境教育ができるような施設を考えております。

武川委員

ポイントは2つあると思うんですね。向こう17年後ということが1つのポイントですよ。それと、学習施設あるいはPR施設にいたしましても、その前提となるいろんなシステムとか科学技術的な要素というのは、かなり日進月歩かなと。そうすると、PR施設、あるいは学習施設、そのときはベストの、あるいはベターな施設、設備を立ち上げると言うんですけれども、その部分にしても、もう数年したらかなり古いものになりかねないですよ。ですから、非常にその部分においても難しいですよ。

各議員さんの質問にもありましたように、せつかくのPR施設だから、より付加価値の高い、より機能のあるものにしてほしいという話をしているわけです。その一方において時限的なこともある。また、そういう設備についても日進月歩の要素もありますよね。ですから、非常にそのところはバランスが難しいと思うんですね。

ですから、当然そういう意味からすると、あんまりコンクリートした、高額のものを一遍につくっちゃって、車に例えるとマイナーチェンジ、フルモデル

チェンジというのがあると思うんですけども、若干のマイナーチェンジはその17年の中でも何回か必要になってくるのかなという必然性は感じますよね。

ですから、その辺のところも、もちろんせっかくのPR施設だから、よりベターなものにする必要はあるけれども、時限的なこと、日進月歩のこと、その辺のところを踏まえてやらなきゃならないかなと。非常に難しいと思うんですよね。

ただ、本会議の答弁を聞いていると、ごもっともごもっともで、やたらすばらしいものをつくるように聞こえたけれども、その辺のところだけ1点。考え方というのかな。

進藤公営企業管理者 今、委員が御指摘されたように、期間がある程度17年ぐらいのものだということと、再生資源エネルギーというのはこれから脚光を浴びますけど、おっしゃるように、まさにそういう分野だからこそ、日進月歩の技術進歩となりますので、陳腐なものを掲示するようなPR施設というのは、意味合いとしてどうかなというような非常に難しい問題もあるかもしれません。

今おっしゃられましたように、そういったバランスを考えるとということと、せっかく内陸部で全国有数のメガソーラーのシステムとか、県内でいろんなグリーンニューディールに掲げるような新しいエネルギー開発とかをしたものですから、できるだけその辺の折り合いをつけて、せっかくつくるからにはいいものをつくりたい。ただ、今言われたようなところも十分考えた上で、今後、具体的な検討を進めていきたいと思っております。

武川委員 その意味で、両面があるわけ。せっかくの施設だから、よりベターなものにシなくちゃならないけれども、1つの問題点もあると。非常に難しいけれども、ぜひ県民に対して説明がつくように、ぜひ意を用いて対応していただきたいと思えます。本当に難しいと思えますがね。

(小水力発電について)

岡委員 小水力発電の関係です。今まで調査をしてきているわけでありましてけれども、ことしは農政の関係で出てはいるんですけども、企業局の関係では3カ所やることになっていましたよね。

石原電気課長 企業局で予定しまして、今年度は2カ所ほど、小水力のモデル発電を計画しております。

岡委員 もう少し丁寧に。2カ所はどこなのか。たしか3カ所と私は理解しているんですが、それらを含めてちょっと。

石原電気課長 1カ所につきましては、北杜市に塩川の浄水場がございます。その下流に、減勢池といまして、水道の圧力を落としてしまう、そんな装置がございます。そのところに1つ設備を入れたいと考えています。それが1カ所目です。

2つ目は、若彦トンネルに湧水が出てまいりました。この湧水を利用して発電をしたいというのが2点目でございます。この2つにつきましては、今年度、工事をしていきたいと考えております。

御指摘の3点目ということなんですが、深城ダムがございます。現在、深城ダムは発電しないで放流を行っておりますので、これを利用した発電ができないかということで、現在、調査を進めるところでございます。

岡委員 その深城の関係なんですけれども、大変な水量があると聞いているわけですし、今調査をしているということなんですけれども、十二分に水力発電の可能性があると聞いているんですが、その見通しはどうなんですか。

石原電気課長 水力発電としては十分採算性があるんだろうと考えております。ただ、ダムに関連発電所でございますので、ダムを建設いたしました県土整備部とか、また、国のお金もいただいています。また、水道企業団などもございますので、その方たちの同意が得られないとなかなかできないということで、現在、それらの皆さん方に、ぜひ参画したいというようなことでお願いをしているところでございます。

岡委員 若彦と塩川のと、今言う深城とをあわせると、大体何キロワット、どのぐらいの電気量になるんでしょうか。

石原電気課長 3地点をあわせまして、480キロ程度の発電になるんだろうと考えております。

岡委員 今のところはその3カ所で、きっと三、四年かけて建設をし、そしてやっていくんだろうと思うわけでありましてけれども、その後の部分というのは。つまり、今の日本の全体的な流れの中では圧倒的に火力発電が多いんですよ。圧倒的に火力発電が多い今の日本の発電量の中では、水力や原子力なんかとは全然けたが違うぐらい火力発電が多いわけです。

ですから、やはり、今からならば、低炭素社会を構築していくと知事も言っているわけでありまして、化石燃料もいずれ枯渇していくということもはっきりしているわけですから、そういうことからして、積極的に水力発電問題を考えていくということが必要だと思っています。

おかげさまで、今回の中の雇用の関係やら国の予算の関係からするならば、農政の分も含めて、それなりに小水力への対応がなされてきておりますけれども、企業局としても、今、1年1億円、3年3億円という形で既にもう2回目が入っているわけですから、そういうふうな形の中でお金を出していただいていることもあるわけでありましてけれども、いずれにいたしましても、この山梨の場合には、水は豊富だし、急峻な山地状況からするならば、積極的な対応ができると思うわけですし、今たしか90カ所ぐらい調査しているような気がしているんですが、調査というか、投げかけをしているはずなんですけれども、その投げかけの現状は、どんなふうな結果といいましょうか、反応があるんでしょうか。

石原電気課長 この5月に山梨小水力発電推進マップというマップを公表させていただきました。それには98の地点を掲載してございます。この中でどのぐらいの可能性があるかということでございますけれども、現在、この中のうち、3カ所ぐらいは非常に地元の事業者も積極的に対応するというふうなことをおっしゃっておりますので、その辺については積極的に支援をしながら、何とか開発できるような形で取り組んでいきたいと思っております。

全体といたしますと、67件ほどの問い合わせ等がございましたが、これが全部、ものになるとは思いませんけれども、比較的、皆さんから興味を持っていただいていますので、できるだけその中で可能性の高いものから順次御支援を申し上げて、できるだけ多くの発電所が実現できるように努力していきたいと考えております。

岡委員

ぜひひとつ、私は、先ほども言いましたように、低炭素社会の実現ということからしても、水力発電は積極的な対応といいたいでしょうか、推進していくということが大切だと思っております。期待をいたしておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、8月4日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 6月8日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

農政商工観光委員長 鈴木 幹夫